

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月9日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス） 2兆円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス） 2,000億円を上限とします。 ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）」を「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）」を「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）」を「ノムラ・豪州・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）」を「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）」を「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）」を「ノムラ・フィリピン・フォーカス」、「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」を「マネープール・ファンド」または「ノムラアジアシリーズ マネー」という場合があります。これらを総称して「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

なお、全てのファンドを総称して「ノムラ・アジア・シリーズ」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

「ノムラ・インド・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」

2兆円を上限とします。

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」

2,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

（７）【申込期間】

2022年12月10日から2023年12月8日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（ ９ ）【払込期日】

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・アジア・シリーズは、アジアの投資対象先にフォーカスするファンドとマネープール・ファンドで構成されています。

ノムラ・インド・フォーカス	インドの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン加盟国（東南アジア諸国連合）の企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「ノムラ・インド・フォーカス」は「野村インド株マザーファンド」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」は「野村アセアン株マザーファンド」、「ノムラ・豪州・フォーカス」は「野村豪州株マザーファンド」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」は「野村インドネシア株マザーファンド」、「ノムラ・タイ・フォーカス」は「野村タイ株マザーファンド」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は「野村フィリピン株マザーファンド」、「マネープール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

ノムラ・インド・フォーカス、ノムラ・インドネシア・フォーカス、ノムラ・タイ・フォーカス、ノムラ・フィリピン・フォーカスは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

上記4ファンドが実質的な投資対象とする各新興国市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」については6,000億円、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については500億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス))
 (ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		
	年4回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
不動産投信	その他 ()	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲

げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

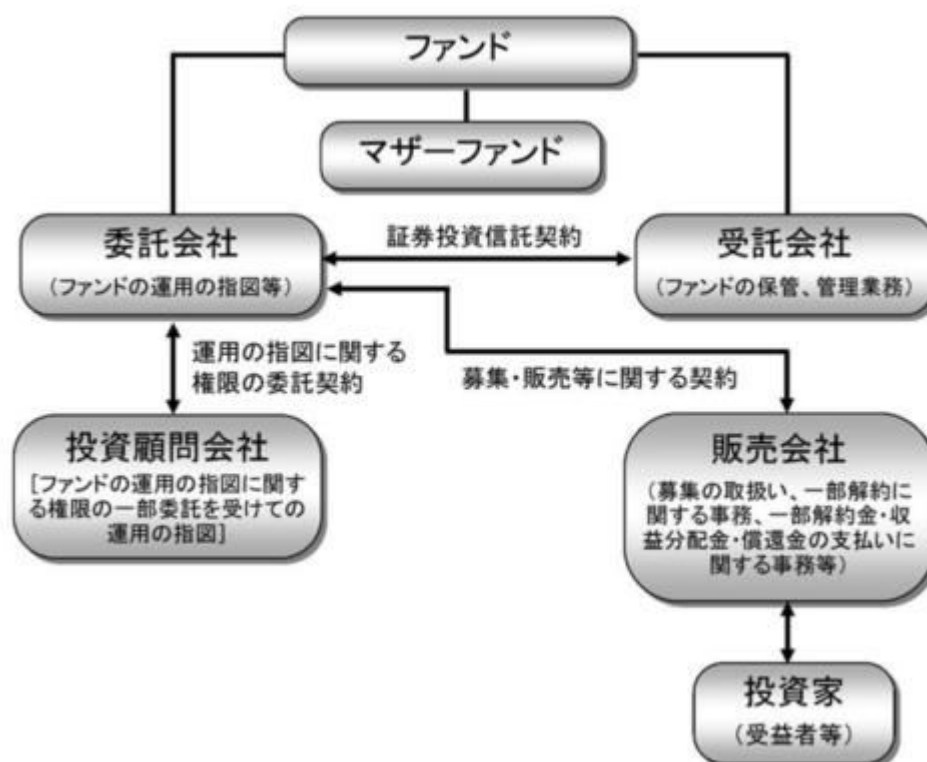
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年9月16日	「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」、「マネープール・ファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2009年12月7日	「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2010年12月6日	「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019年9月12日	「ノムラ・韓国・フォーカス」、「ノムラ・台湾・フォーカス」の償還

（３）【ファンドの仕組み】

<各ファンド（マネープール・ファンドを除く）>



注）以下の図表中 1、 2、 3については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

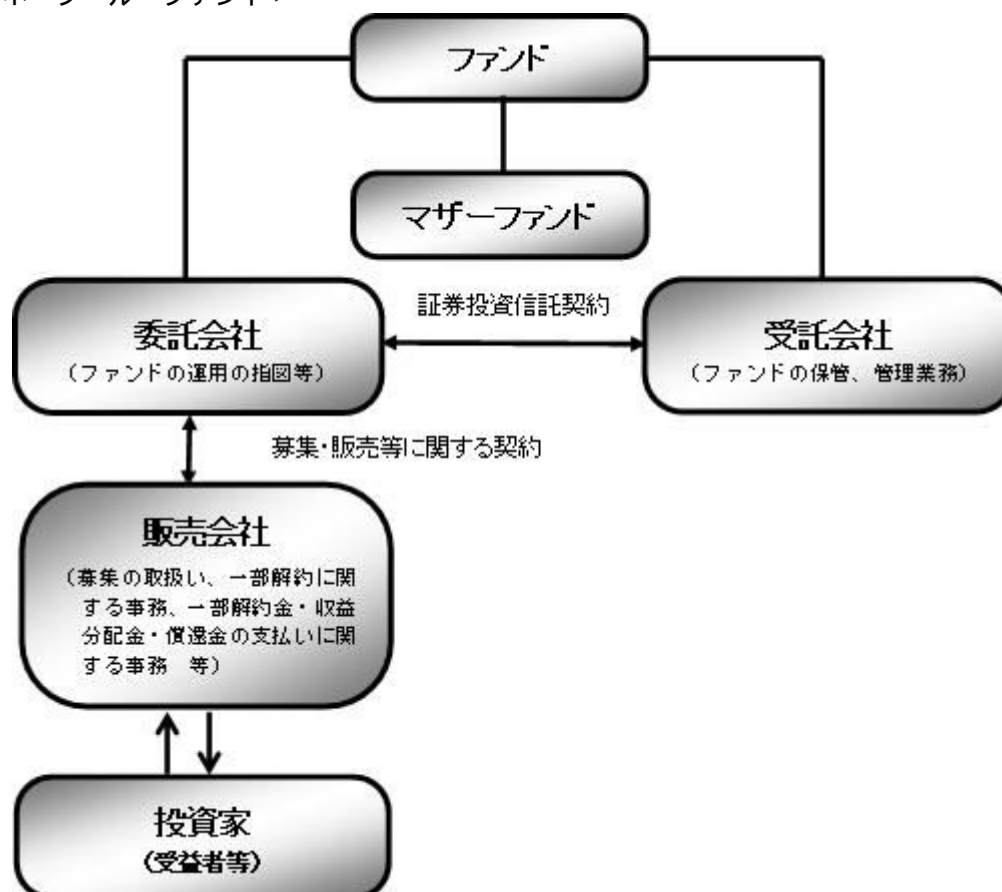
1	2	3
ノムラ・印度・フォーカス	野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式
ノムラ・アセアン・フォーカス	野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式
ノムラ・豪州・フォーカス	野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式
ノムラ・インドネシア・フォーカス	野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式
ノムラ・タイ・フォーカス	野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式
ノムラ・フィリピン・フォーカス	野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式

ファンド	ノムラ・アジア・シリーズ(1)
マザーファンド (親投資信託)	2
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



<マネープール・ファンド>



ファンド	ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）
マザーファンド （親投資信託）	野村マネー マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■ 委託会社の概況(2022年10月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< ノムラ・印度・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

- ・インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

ファンドは、S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)をベンチマーク とします。

「S&P BSE インド 200種指数(円換算ベース)」は、S&P BSE 200指数(インドルピーベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、インド株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。S&P BSE 200指数は、スタンダード&プアーズが発表している、ムンバイ証券取引所上場銘柄の主要200銘柄で構成される浮動株加重指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・株式、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融商品取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの実質組入比率を引き下げ場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別し

ます。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

「MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCI AC ASEAN Index（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

・ MSCI AC ASEAN Index

MSCI AC ASEAN Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・ 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

< ノムラ・豪州・フォーカス >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、S&P/ASX200指数（円換算ベース）をベンチマークとします。

「S&P/ASX200指数（円換算ベース）」は、S&P/ASX200指数（豪ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。なお、ベンチマークは、オーストラリア株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

S&P/ASX200指数は、スタンダード&プアーズが発表している、オーストラリア証券取引所上場の時価総額上位200銘柄で構成される時価総額加重平均指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーに帰属しております。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・ 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

< 「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」 >

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

ファンドは、以下をベンチマークとします。

ノムラ・インドネシア ・フォーカス	ジャカルタ総合指数（円換算ベース） ジャカルタ総合指数（円換算ベース）は、ジャカルタ総合指数（インドネシアルピアベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・タイ・ フォーカス	MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Thailand Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Thailand Index（税引後配当込み・タイバーツベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
ノムラ・フィリピン ・フォーカス	MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース） MSCI Philippines Index（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI Philippines Index（税引後配当込み・フィリピンペソベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■ 指数の著作権等について ■

- ・ジャカルタ総合指数
ジャカルタ総合指数（JCI）は、インドネシア証券取引所が所有しています。インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によって提供される、いかなる商品に関しても責任を負いません。また、インドネシア証券取引所は、JCIをベンチマークとして用いる利用者によってなされる、いかなる投資判断に関しても責任を負いません。これらの利用者は、JCIの利用に関して、第三者に対して責任を負います。
- ・MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Index
MSCI Thailand Index、MSCI Philippines Indexは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。またMSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ・現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げることがあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

● 各ファンド（「マネーブル・ファンド」を除く）

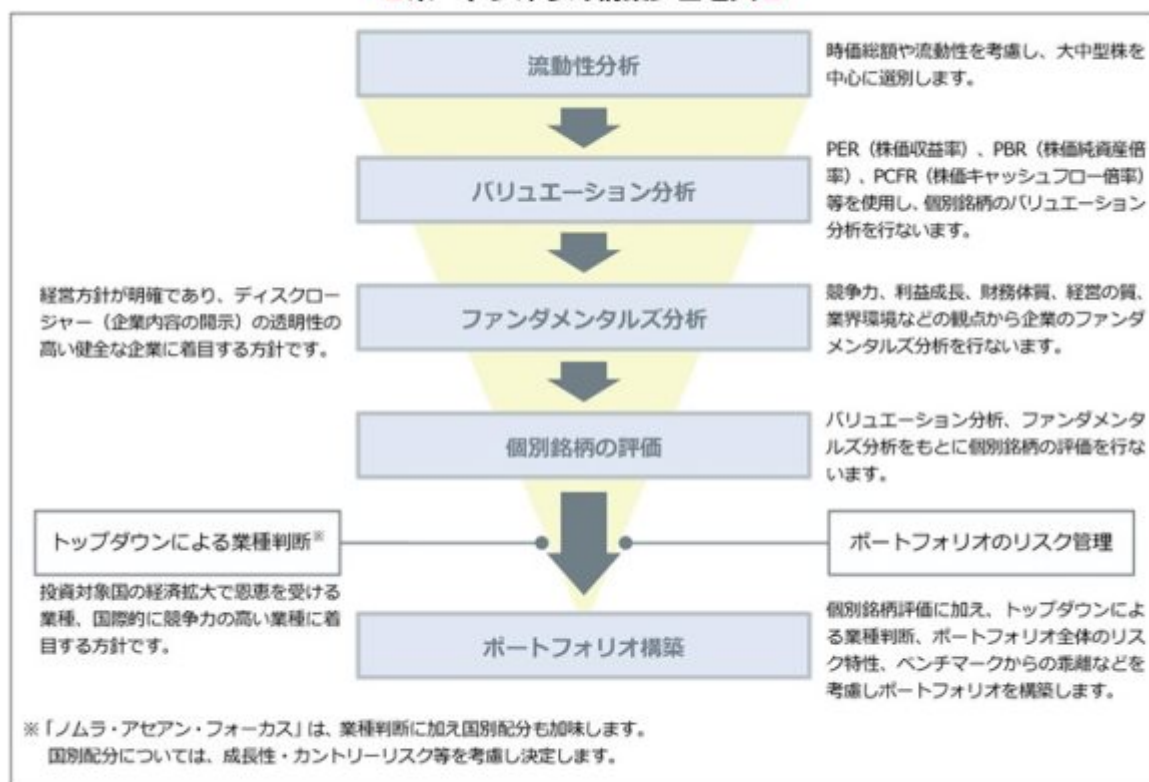
運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	： 海外の株式等の運用
委託先名称	： NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED （ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）
委託先所在地	： シンガポール共和国 シンガポール市

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■ ポートフォリオ構築プロセス ■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

<マネープール・ファンド>

「野村マネー マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ノムラ・インド・フォーカス	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インド株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・アセアン・フォーカス	アセアン（東南アジア諸国連合） [*] 加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村アセアン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にアセアン加盟国の企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 [*] 東南アジア地域の10カ国からなる地域協力機構です。加盟10カ国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイです。(2022年10月末現在)
ノムラ・豪州・フォーカス	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村豪州株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。 オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に実質的に投資する場合があります。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	インドネシアの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村インドネシア株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にインドネシアの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・タイ・フォーカス	タイの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村タイ株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にタイの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
ノムラ・フィリピン・フォーカス	フィリピンの企業の株式を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村フィリピン株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的にフィリピンの企業の株式に投資を行ないます。なお、株式等に直接投資する場合があります。
マネープール・ファンド	円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。 ・ファンドは、「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券に投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の

株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

< ノムラ・インド・フォーカス >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

< ノムラ・アセアン・フォーカス > < ノムラ・豪州・フォーカス > < ノムラ・インドネシア・フォーカス >

< ノムラ・タイ・フォーカス > < ノムラ・フィリピン・フォーカス > < マネープール・ファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

■ 各マザーファンドの主要投資対象 ■

野村インド株マザーファンド	インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村アセアン株マザーファンド	アセアン加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村豪州株マザーファンド	オーストラリアの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。
野村インドネシア株マザーファンド	インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。
野村タイ株マザーファンド	タイの企業の株式を主要投資対象とします。
野村フィリピン株マザーファンド	フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。
野村マネー マザーファンド	円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。

投資対象について、詳しくは「(参考)各マザーファンドの概要」をご覧ください。

< 野村インド株マザーファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

< 野村アセアン株マザーファンド > < 野村豪州株マザーファンド > < 野村インドネシア株マザーファンド >

< 野村タイ株マザーファンド > < 野村フィリピン株マザーファンド > < 野村マネー マザーファンド >

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

< ノムラ・インド・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみだす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インド株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12

号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村アセアン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・豪州・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りまゝ。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村豪州株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等

2. スワップ取引

3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・インドネシア・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に定めるものに限りま

す。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたます資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村インドネシア株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

< ノムラ・タイ・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限りま

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村タイ株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利

の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

< ノムラ・フィリピン・フォーカス >

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 、 及び 」に限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村フィリピン株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 18．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

<マネーボール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付

社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)各マザーファンドの概要

(野村インド株マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドの企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。なお、インドの株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。また、インドの株式にかかる指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などのデリバティブを適宜活用します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等がインドの株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等の合計の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、資金動向等によっては、金融証券取引所に上場している株価指数連動型上場投資信託（以下「ETF」といいます。）のうち、インドの株式に係る株価指数を対象とするものに主として投資する場合があります。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的にこれらの組入比率を引き下げ場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内

とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（ETFを除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄のETFへの投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村アセアン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

（1）投資対象

アセアン（東南アジア諸国連合）加盟国の企業の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる国別配分、業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%

以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村豪州株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

（1）投資対象

オーストラリアの企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、オーストラリアの周辺諸国の企業の株式やオーストラリアの金融商品取引所に上場されているその他の国の企業の株式に投資する場合があります。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式（DR（預託証書）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げ場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村インドネシア株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

（1）投資対象

インドネシアの企業の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村タイ株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

タイの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げ場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村フィリピン株マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

2．運用方法

(1) 投資対象

フィリピンの企業の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性、流動性等を総合的に勘案して、投資銘柄を選別します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド）に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（野村マネー マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

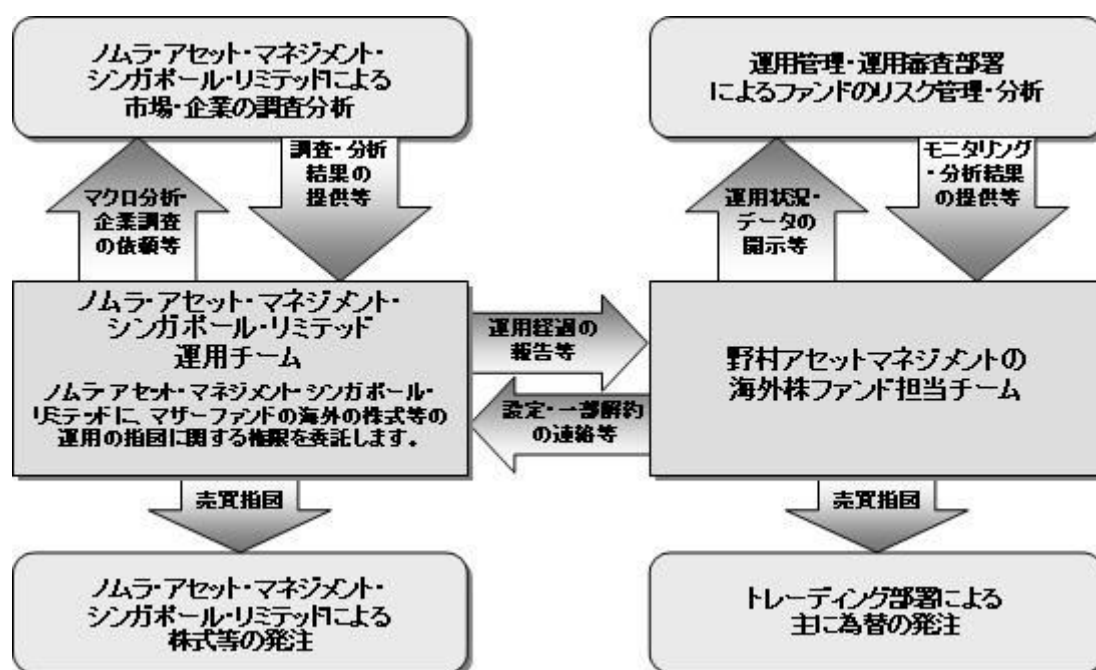
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

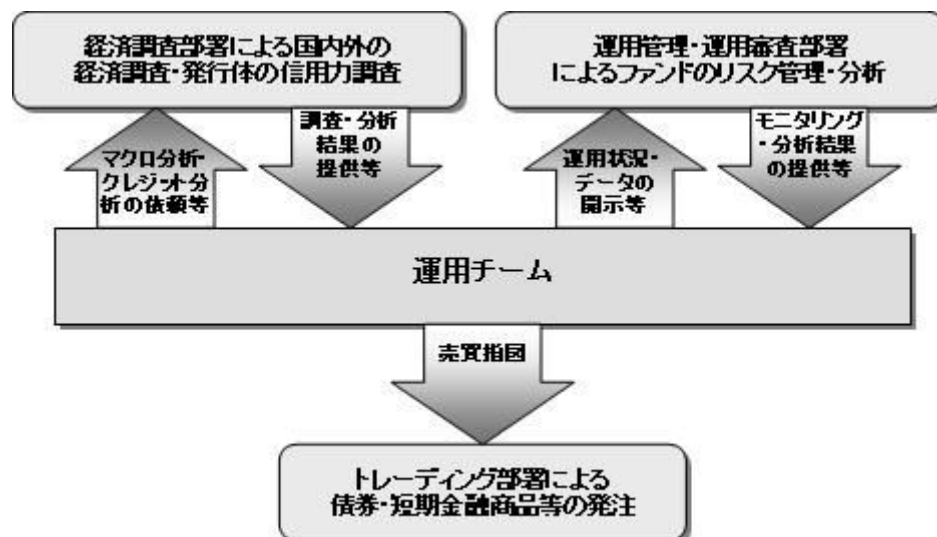
ファンドの運用体制は以下の通りです。

「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

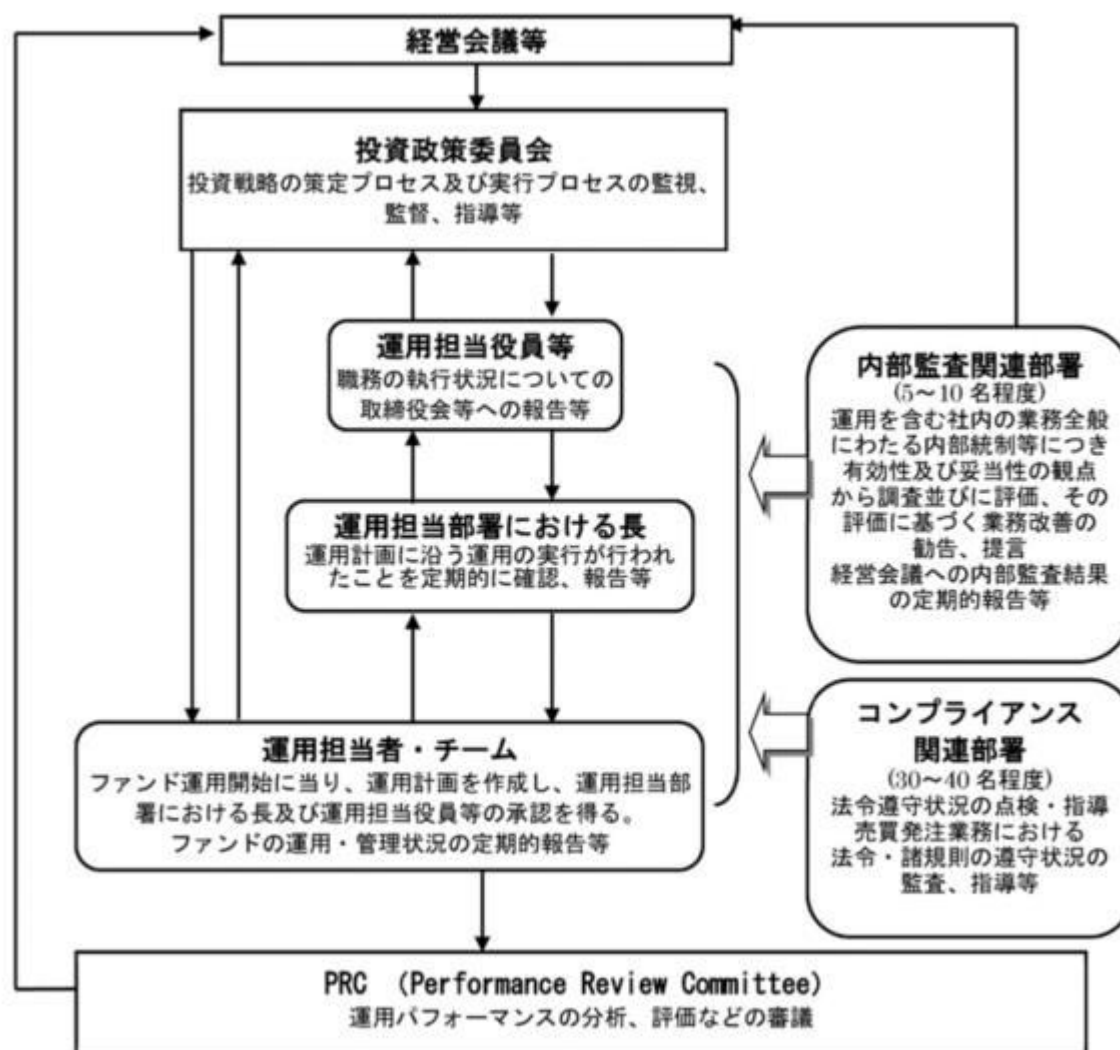
「マネープール・ファンド」



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

<マネープール・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

配当等収益（「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」）とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<ノムラ・印度・フォーカス>

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの使用（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

先物取引等の運用指図(約款第22条)

- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()上記()の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、上記()の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

スワップ取引の運用指図(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制

限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄のETFへの実質投資割合には制限を設けません。ただし、当該ETFが一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、当該ETFへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有す

る公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(約款第27条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 上記()の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- () 上記()の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

< ノムラ・アセアン・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすること

ができます。

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

< ノムラ・豪州・フォーカス >

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンド

の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額

との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第30条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額

の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に

は、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第28条)

- ()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第36条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

- 同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・インドネシア・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- () 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財

産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所

に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた

ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・タイ・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商

品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに

前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()) 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為

替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとし、
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとし、
- () 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとし、

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数をを超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<ノムラ・フィリピン・フォーカス>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象

とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2) 投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッ

ジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () 上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第29条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に

において同じ。)が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券（マザーファンド受益証券、上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第27条)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日か

ら信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)>

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネープール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場にお

いて市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、各ファンド（マネープール・ファンドを除く）においては、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

各ファンド（マネープール・ファンドを除く）に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。（「ノムラ・豪州・フォーカス」を除く）

新興国に投資を行なうファンドに関する留意点

- ・ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」の実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、上記4ファンドは信用リスクを適正

に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

マネープール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

「ノムラ・印度・フォーカス」に関する留意点

ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者（ファンドおよびマザーファンドも含まれます。）が、株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が附加されます。

ファンドに係る法令・会計基準に則り、税制・税率を考慮して日々基準価額を計算しています。税制・税率の変更や税の還付もしくは追加納税等が発生した場合には、基準価額が影響を受ける場合があります。

また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

これらの記載は、2022年10月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

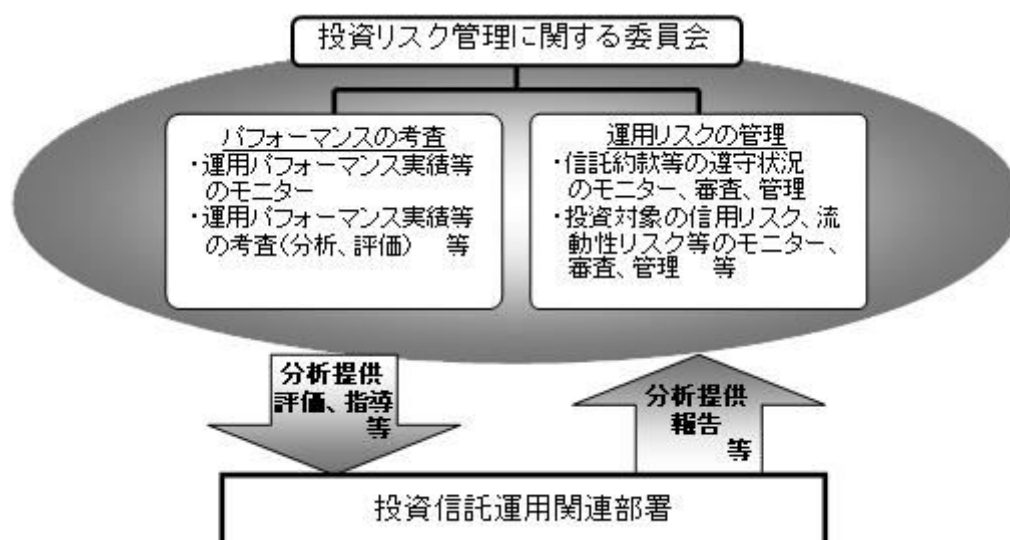
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。



投資リスク

■ リスクの定量的比較（2017年11月末～2022年10月末：月次）

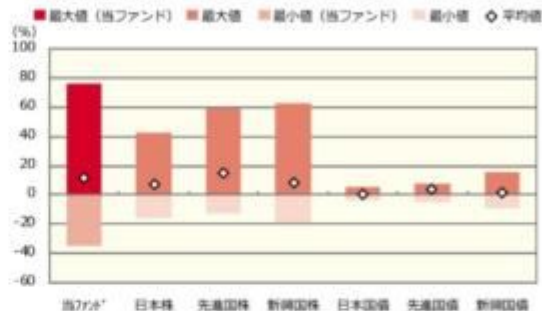
■ ノムラ・印度・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2017年11月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月 2022年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	75.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 35.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	12.1	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2017年11月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月 2022年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	52.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 33.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	6.4	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

ノムラ・豪州・フォーカス

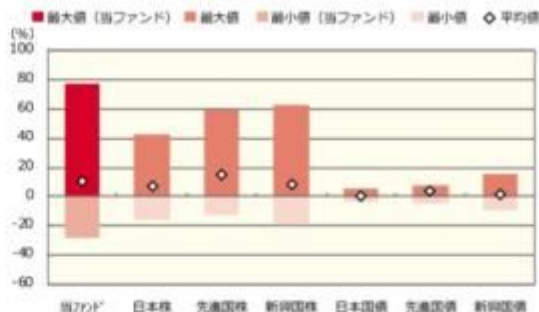
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2017年11月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月 2022年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	77.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 28.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	10.5	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ノムラ・インドネシア・フォーカス

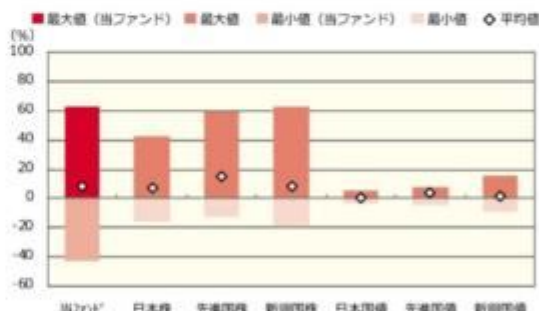
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2017年11月 2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月 2022年10月

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	62.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 42.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	8.3	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



投資リスク

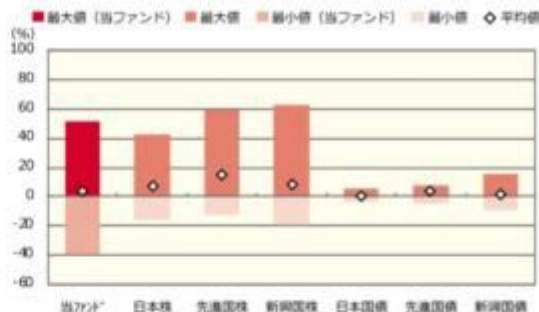
ノムラ・タイ・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	51.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 39.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	3.5	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

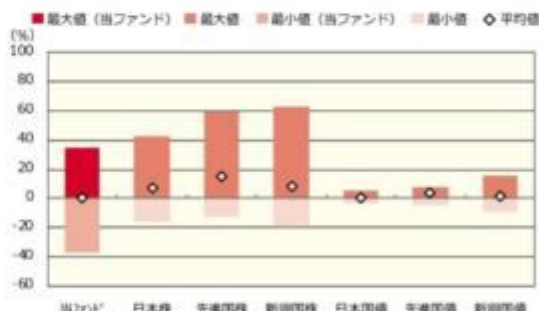
ノムラ・フィリピン・フォーカス

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	34.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値 (%)	△ 36.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値 (%)	0.9	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



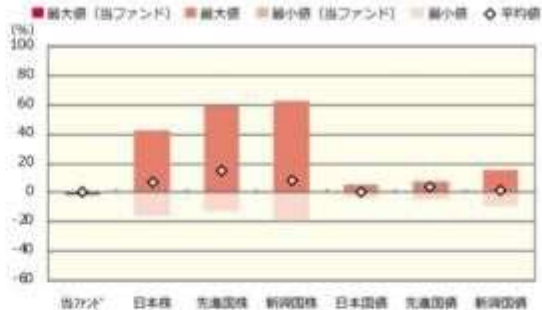
投資リスク

マネーボール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	△0.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値(%)	△0.0	△16.0	△12.4	△19.4	△3.7	△4.5	△9.4
平均値(%)	△0.0	7.2	15.3	8.4	0.0	3.2	2.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年11月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年11月から2022年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る権利又は商標は、株式会社 J P X 証券又は株式会社 J P X 証券の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る権利又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを予測するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPM SLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または承認を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPM SLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPMI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当す

る率)(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

< ノムラ・印度・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.925%（税抜年1.75%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.90%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村インド株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村インド株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.38%の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・アセアン・フォーカス > < ノムラ・インドネシア・フォーカス > < ノムラ・タイ・フォーカス > < ノムラ・フィリピン・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.815%（税抜年1.65%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.80%	年0.80%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村アセアン株マザーファンド」、「野村インドネシア株マザーファンド」、「野村タイ株マザーファンド」、「野村フィリピン株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、

年0.34%の率を乗じて得た額とします。

< ノムラ・豪州・フォーカス >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.705%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の分配については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.75%	年0.75%	年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村豪州株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村豪州株マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.32%の率を乗じて得た額とします。

< マネープール・ファンド >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその分配については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.165% （税抜年0.15%） 以内	年0.33% （税抜年0.30%）	年0.605% （税抜年0.55%）
委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその分配については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2022年12月9日現在の信託報酬率は年0.00121%（税抜年0.0011%）となっております。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、「ノムラ・印度・フォーカス」に係る現地の税務顧問に支払う費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンドを除く）

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンド）

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に、「ノムラ・印度・フォーカス」「ノムラ・インドネシア・フォーカス」「ノムラ・タイ・フォーカス」「ノムラ・フィリピン・フォーカス」は0.5%、「ノムラ・アセアン・フォーカス」「ノムラ・豪州・フォーカス」は0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。なお、「マネープール・ファンド」には信託財産留保額はありません。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^{（注1）} の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、 <u>上場株式</u> 、 <u>公募株式投資信託</u> の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

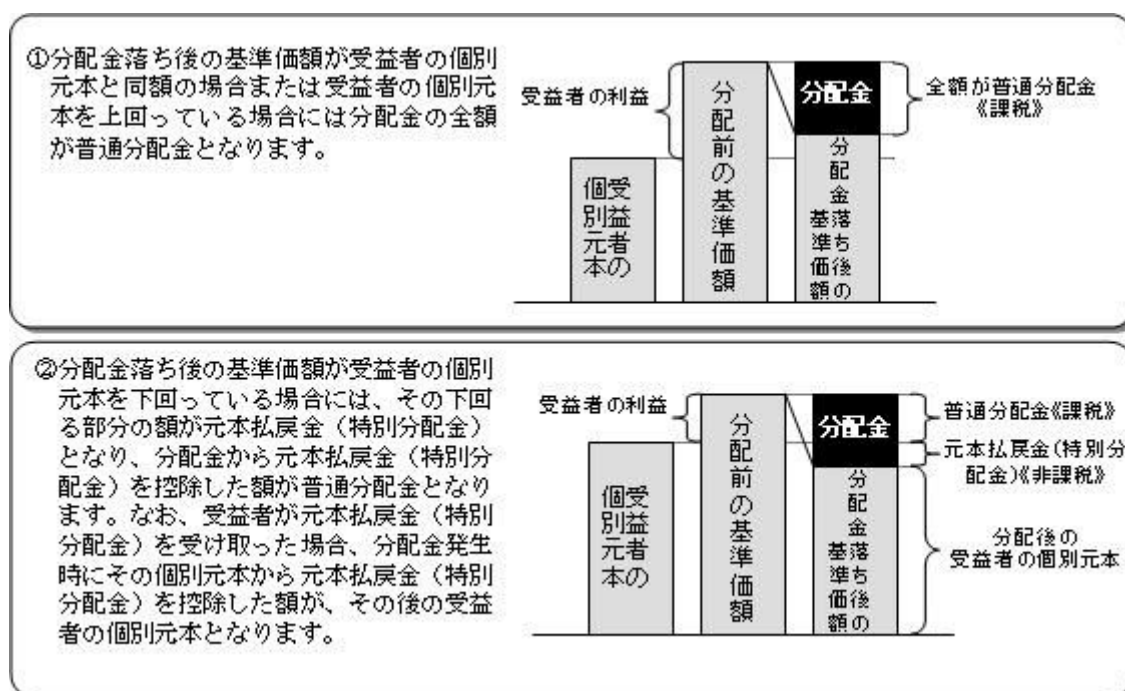
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年10月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2022年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	53,259,195,670	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	106,633,341	0.19
合計（純資産総額）		53,365,829,011	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	897,217,508	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,767,162	0.19
合計（純資産総額）		898,984,670	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	186,142,530	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	372,963	0.19
合計（純資産総額）		186,515,493	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,927,288,479	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,864,878	0.19
合計（純資産総額）		2,933,153,357	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	906,421,425	99.80
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,802,653	0.19
合計（純資産総額）		908,224,078	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	812,364,098	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,630,631	0.20
合計（純資産総額）		813,994,729	100.00

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	117,244,545	97.46

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,046,257	2.53
合計（純資産総額）		120,290,802	100.00

（参考）野村インド株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インド	50,482,415,673	94.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,777,266,136	5.21
合計（純資産総額）		53,259,681,809	100.00

（参考）野村アセアン株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	13,955,120	1.55
	シンガポール	310,764,100	34.63
	マレーシア	82,192,136	9.16
	タイ	166,229,895	18.52
	フィリピン	69,370,134	7.73
	インドネシア	209,961,693	23.40
	ベトナム	26,042,852	2.90
	小計	878,515,930	97.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,687,329	2.08
合計（純資産総額）		897,203,259	100.00

（参考）野村豪州株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	174,111,380	93.53
投資証券	オーストラリア	10,161,914	5.45
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,866,470	1.00
合計（純資産総額）		186,139,764	100.00

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	インドネシア	2,786,478,537	95.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	140,757,203	4.80
合計（純資産総額）		2,927,235,740	100.00

（参考）野村タイ株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	877,178,660	96.77
新株予約権証券	タイ	208,614	0.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	29,030,546	3.20
合計（純資産総額）		906,417,820	100.00

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	フィリピン	793,866,367	97.72
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,509,964	2.27
合計（純資産総額）		812,376,331	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,137,506,800	24.49
特殊債券	日本	925,851,772	19.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,580,211,605	55.56
合計（純資産総額）		4,643,570,177	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インド株マザーファンド	10,100,742,617	5.3701	54,243,004,638	5.2728	53,259,195,670	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村アセアン株マザーファンド	330,954,448	2.8151	931,669,867	2.7110	897,217,508	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村豪州株マザーファンド	59,264,074	3.2918	195,091,342	3.1409	186,142,530	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村インドネシア株マザーファンド	1,119,721,715	2.5895	2,899,537,227	2.6143	2,927,288,479	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村タイ株マザーファンド	369,605,866	2.4887	919,838,119	2.4524	906,421,425	99.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合 計	99.80

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村フィリピン株マザーファンド	307,748,645	2.7625	850,155,632	2.6397	812,364,098	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	114,968,176	1.0199	117,256,043	1.0198	117,244,545	97.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.46
合 計	97.46

（参考）野村インド株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	3,062,819	1,631.26	4,996,261,779	1,643.20	5,032,850,215	9.44

2	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	1,033,976	4,650.43	4,808,436,112	4,572.33	4,727,681,035	8.87
3	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,223,358	2,712.46	3,318,316,980	2,640.24	3,229,967,289	6.06
4	インド	株式	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	2,625,854	1,181.20	3,101,674,500	1,039.12	2,728,580,034	5.12
5	インド	株式	MPHASIS LTD	情報技術サービス	750,000	3,882.17	2,911,633,875	3,525.60	2,644,206,375	4.96
6	インド	株式	STATE BANK OF INDIA	銀行	2,167,684	1,001.56	2,171,073,174	1,033.05	2,239,342,214	4.20
7	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	各種金融サービス	510,510	4,401.01	2,246,762,167	4,344.81	2,218,071,250	4.16
8	インド	株式	DEVYANI INTERNATIONAL LTD	ホテル・レストラン・レジャー	5,489,681	348.96	1,915,722,999	348.33	1,912,245,286	3.59
9	インド	株式	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	1,001,986	1,955.16	1,959,044,952	1,882.49	1,886,229,126	3.54
10	インド	株式	TRIVENI TURBINE LTD	電気設備	3,182,778	410.85	1,307,650,388	524.44	1,669,199,965	3.13
11	インド	株式	TITAN CO LTD	繊維・アパレル・贅沢品	300,000	4,712.24	1,413,673,350	4,952.88	1,485,865,200	2.78
12	インド	株式	MACROTECH DEVELOPERS LTD	不動産管理・開発	803,811	1,998.87	1,606,716,507	1,791.26	1,439,839,717	2.70
13	インド	株式	DIVIS LABORATORIES LTD	ライフサイエンス・ツール/サービス	222,475	6,521.42	1,450,855,139	6,420.97	1,428,506,413	2.68
14	インド	株式	GO FASHION INDIA LTD	専門小売り	492,234	2,273.45	1,119,069,634	2,532.73	1,246,697,296	2.34
15	インド	株式	CLEAN SCIENCE & TECHNOLOGY LTD	化学	429,390	3,475.38	1,492,293,848	2,888.12	1,240,132,638	2.32
16	インド	株式	AAVAS FINANCIERS LTD	貯蓄・抵当・不動産金融	329,386	4,186.98	1,379,133,418	3,555.74	1,171,212,623	2.19
17	インド	株式	COFORGE LIMITED	情報技術サービス	166,000	6,457.98	1,072,026,257	6,763.06	1,122,668,790	2.10
18	インド	株式	INDUSIND BANK LTD	銀行	518,560	2,237.87	1,160,475,049	2,076.06	1,076,566,859	2.02
19	インド	株式	DABUR INDIA LTD	パーソナル用品	984,984	1,040.56	1,024,943,816	997.40	982,423,534	1.84
20	インド	株式	KRISHNA INSTITUTE OF MEDICAL	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	351,523	2,319.69	815,426,497	2,638.16	927,375,851	1.74
21	インド	株式	CAMPUS ACTIVEWEAR LTD	繊維・アパレル・贅沢品	867,898	894.86	776,650,676	1,012.15	878,444,697	1.64
22	インド	株式	RADICO KHAITAN LTD	飲料	448,947	1,930.54	866,712,836	1,875.43	841,969,346	1.58
23	インド	株式	BARBEQUE NATION HOSPITALITY	ホテル・レストラン・レジャー	437,000	2,117.97	925,553,546	1,925.93	841,631,629	1.58
24	インド	株式	ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	自動車部品	302,134	2,633.55	795,684,996	2,449.20	739,987,046	1.38
25	インド	株式	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	情報技術サービス	88,784	8,459.21	751,043,033	8,297.31	736,668,504	1.38
26	インド	株式	SYRMA SGS TECHNOLOGY LTD	電子装置・機器・部品	1,363,672	549.69	749,606,407	502.72	685,555,415	1.28
27	インド	株式	AETHER INDUSTRIES LTD	医薬品	391,579	1,592.89	623,742,469	1,730.45	677,608,076	1.27
28	インド	株式	TATA STEEL LIMITED	金属・鉱業	3,601,730	191.31	689,072,178	183.89	662,343,740	1.24
29	インド	株式	ABB INDIA LTD	電気設備	114,838	5,999.51	688,972,476	5,361.40	615,692,568	1.15
30	インド	株式	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	貯蓄・抵当・不動産金融	425,682	1,581.66	673,287,810	1,322.38	562,915,917	1.05

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	不動産管理・開発	3.75
		石油・ガス・消耗燃料	8.87
		化学	3.31
		金属・鉱業	1.24
		電気設備	4.29
		自動車部品	2.41
		繊維・アパレル・贅沢品	4.43
		ホテル・レストラン・レジャー	6.11
		専門小売り	2.34
		飲料	5.12
		パーソナル用品	1.84
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.74
		医薬品	1.49
		銀行	26.86
		各種金融サービス	4.16
		保険	0.71
		情報技術サービス	8.82
		電子装置・機器・部品	1.28
		貯蓄・抵当・不動産金融	3.25
		ライフサイエンス・ツール/サービス	2.68
合 計			94.78

（参考）野村アセアン株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	29,500	2,869.37	84,646,612	2,841.02	83,810,367	9.34
2	シンガポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	23,500	3,503.51	82,332,633	3,546.56	83,344,211	9.28
3	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	986,000	80.40	79,274,400	84.00	82,824,000	9.23
4	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	470,000	87.56	41,156,156	97.92	46,022,400	5.12
5	シンガポール	株式	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	135,000	392.66	53,009,451	340.16	45,922,626	5.11
6	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	315,000	116.02	36,547,875	116.02	36,547,875	4.07
7	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	230,000	143.32	32,964,750	140.40	32,292,000	3.59
8	シンガポール	株式	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	総合公益事業	100,000	348.23	34,823,059	301.32	30,132,130	3.35
9	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	100,000	282.75	28,275,000	286.65	28,665,000	3.19

10	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	374,000	76.40	28,574,898	74.99	28,049,273	3.12
11	マレーシア	株式	RHB BANK BHD	銀行	148,000	180.55	26,722,605	178.36	26,397,851	2.94
12	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	365,000	65.04	23,739,600	62.88	22,951,200	2.55
13	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,430,000	13.96	19,965,660	15.28	21,861,840	2.43
14	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	60,500	321.96	19,479,052	325.28	19,680,026	2.19
15	シンガポール	株式	CITY DEVELOPMENTS LTD	不動産管理・開発	24,000	884.01	21,216,379	797.92	19,150,176	2.13
16	シンガポール	株式	WILMAR INTERNATIONAL LTD	食品	50,000	419.96	20,998,000	377.96	18,898,200	2.10
17	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	280,000	67.45	18,886,766	60.96	17,068,800	1.90
18	シンガポール	株式	KEPPEL CORP.	コングロマリット	20,000	741.85	14,837,024	730.73	14,614,608	1.62
19	アメリカ	株式	SEA LTD-ADR	娯楽	1,900	9,410.06	17,879,117	7,344.80	13,955,120	1.55
20	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	140,000	100.04	14,006,021	99.45	13,923,000	1.55
21	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	25,000	579.15	14,478,750	555.75	13,893,750	1.54
22	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	70,000	220.35	15,424,500	197.92	13,854,750	1.54
23	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	170,000	93.01	15,812,196	80.49	13,683,631	1.52
24	インドネシア	株式	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	270,000	44.16	11,923,200	42.72	11,534,400	1.28
25	マレーシア	株式	TIME DOTCOM BHD	各種電気通信サービス	75,000	148.89	11,167,333	147.01	11,026,272	1.22
26	シンガポール	株式	VENTURE CORP LTD	電子装置・機器・部品	6,000	1,839.42	11,036,549	1,666.19	9,997,148	1.11
27	マレーシア	株式	SCIENTEX BHD	化学	90,000	115.98	10,438,518	102.81	9,253,605	1.03
28	マレーシア	株式	MALAYSIA AIRPORTS HLDS BHD	運送インフラ	46,600	187.14	8,720,771	190.58	8,881,455	0.98
29	インドネシア	株式	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	204,200	40.32	8,233,344	42.72	8,723,424	0.97
30	マレーシア	株式	MALAYAN BANKING	銀行	32,000	281.18	8,997,814	268.95	8,606,605	0.95

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	1.55
		不動産管理・開発	7.36
		石油・ガス・消耗燃料	3.59
		化学	1.66
		金属・鉱業	0.94
		航空宇宙・防衛	5.11
		建設・土木	0.89
		コングロマリット	1.62
		航空貨物・物流サービス	0.48

	運送インフラ	5.61
	自動車	2.55
	インターネット販売・通信販売	0.31
	専門小売り	3.12
	食品	5.45
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.07
	医薬品	0.40
	銀行	41.48
	電子装置・機器・部品	1.11
	半導体・半導体製造装置	0.50
	各種電気通信サービス	2.51
	無線通信サービス	1.90
	総合公益事業	3.35
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1.54
	専門サービス	0.68
合　　計		97.91

（参考）野村豪州株マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	オーストラリア	株式	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	5,491	2,837.24	15,579,299	3,041.60	16,701,426	8.97
2	オーストラリア	株式	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	石油・ガス・消耗燃料	4,865	3,091.02	15,037,841	3,421.80	16,647,057	8.94
3	オーストラリア	株式	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	955	16,826.31	16,069,133	15,825.82	15,113,663	8.11
4	オーストラリア	株式	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	6,242	2,193.40	13,691,212	2,396.21	14,957,146	8.03
5	オーストラリア	株式	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	562	28,145.59	15,817,822	26,067.46	14,649,914	7.87
6	オーストラリア	株式	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	42,523	399.54	16,989,684	342.17	14,550,520	7.81
7	オーストラリア	株式	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	4,505	3,378.19	15,218,778	3,115.73	14,036,404	7.54
8	オーストラリア	株式	ARISTOCRAT LEISURE LTD	ホテル・レストラン・レジャー	4,054	3,297.83	13,369,426	3,451.26	13,991,430	7.51
9	オーストラリア	株式	TRANSURBAN GROUP	運送インフラ	11,066	1,309.76	14,493,902	1,261.31	13,957,695	7.49
10	オーストラリア	株式	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	8,545	1,689.24	14,434,608	1,402.93	11,988,105	6.44
11	オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU	—	13,795	804.12	11,092,876	736.63	10,161,914	5.45
12	オーストラリア	株式	PILBARA MINERALS LTD	金属・鉱業	16,700	427.72	7,143,007	462.89	7,730,321	4.15
13	オーストラリア	株式	TREASURY WINE ESTATES LTD	飲料	5,680	1,253.73	7,121,242	1,206.18	6,851,128	3.68
14	オーストラリア	株式	SANTOS LTD.	石油・ガス・消耗燃料	8,079	729.41	5,892,974	738.53	5,966,653	3.20

15	オーストラリア	株式	IDP EDUCATION LTD	各種消費者サービス	1,380	2,728.30	3,765,063	2,755.49	3,802,589	2.04
16	オーストラリア	株式	COSTA GROUP HOLDINGS LTD	食品	13,491	247.13	3,334,031	234.77	3,167,329	1.70

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	12.14
		金属・鉱業	18.41
		運送インフラ	7.49
		ホテル・レストラン・レジャー	7.51
		食品・生活必需品小売り	7.54
		飲料	3.68
		食品	1.70
		バイオテクノロジー	7.87
		銀行	17.00
		資本市場	8.11
		各種消費者サービス	2.04
投資証券	—	—	5.45
合 計			98.99

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	4,352,900	80.40	349,973,160	84.00	365,643,600	12.49
2	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	7,246,072	44.25	320,682,162	44.44	322,073,408	11.00
3	インドネシア	株式	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気 通信サー ビス	6,504,430	44.16	287,235,629	42.72	277,869,250	9.49
4	インドネシア	株式	BANK MANDIRI	銀行	2,672,046	87.11	232,788,647	97.91	261,646,744	8.93
5	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱 業	3,700,044	37.82	139,950,464	36.95	136,753,626	4.67
6	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	2,017,800	65.04	131,237,712	62.88	126,879,264	4.33
7	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	1,398,800	84.48	118,170,624	89.52	125,220,576	4.27
8	インドネシア	株式	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生 活必需品 小売り	4,696,200	20.25	95,126,227	26.49	124,430,515	4.25
9	インドネシア	株式	KALBE FARMA PT	医薬品	5,869,600	16.32	95,791,872	19.39	113,823,283	3.88
10	インドネシア	株式	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	1,946,400	40.32	78,478,848	42.72	83,150,208	2.84
11	インドネシア	株式	MITRA ADIPERKASA TBK PT	複合小売 り	6,183,000	9.55	59,060,016	11.85	73,305,648	2.50
12	インドネシア	株式	PT XL AXIATA TBK	無線通信 サービス	3,116,700	25.63	79,887,254	23.52	73,304,784	2.50

13	インドネシア	株式	INDOSAT TBK PT	無線通信サービス	1,191,700	67.51	80,462,026	60.96	72,646,032	2.48
14	インドネシア	株式	MAYORA INDAH PT	食品	2,832,200	17.47	49,484,199	23.32	66,069,562	2.25
15	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	建設資材	852,500	63.36	54,014,400	74.40	63,426,000	2.16
16	インドネシア	株式	SARANA MENARA NUSANTARA PT	各種電気通信サービス	5,548,400	11.95	66,314,477	10.99	60,988,013	2.08
17	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	石油・ガス・消耗燃料	180,500	329.28	59,435,040	309.60	55,882,800	1.90
18	インドネシア	株式	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	不動産管理・開発	6,129,883	9.26	56,787,236	8.83	54,139,127	1.84
19	インドネシア	株式	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	建設資材	597,400	92.40	55,199,760	89.04	53,192,496	1.81
20	インドネシア	株式	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	インターネット販売・通信販売	25,360,700	2.70	68,656,487	1.81	46,014,454	1.57
21	インドネシア	株式	BUKALAPAK.COM PT TBK	インターネット販売・通信販売	17,197,000	2.78	47,876,448	2.64	45,565,171	1.55
22	インドネシア	株式	PAKUWON JATI TBK PT	不動産管理・開発	9,871,200	4.60	45,486,490	4.24	41,885,476	1.43
23	インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA TBK PT	ガス	2,107,300	17.66	37,223,347	18.33	38,639,453	1.31
24	インドネシア	株式	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	運送インフラ	1,100,944	32.35	35,617,740	32.54	35,829,121	1.22
25	インドネシア	株式	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	メディア	13,689,900	2.15	29,438,761	2.26	31,015,837	1.05
26	インドネシア	株式	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	メディア	1,776,600	17.66	31,381,863	15.21	27,032,746	0.92
27	インドネシア	株式	BANK JAGO TBK PT	銀行	217,223	75.12	16,317,792	46.27	10,051,343	0.34

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	メディア	1.98
		不動産管理・開発	3.28
		石油・ガス・消耗燃料	1.90
		建設資材	3.98
		金属・鉱業	4.67
		運送インフラ	1.22
		自動車	4.33
		インターネット販売・通信販売	3.12
		複合小売り	2.50
		食品・生活必需品小売り	4.25
		食品	5.09
		医薬品	3.88
		銀行	37.05
		各種電気通信サービス	11.57
		無線通信サービス	4.98
		ガス	1.31

合 計	95.19
-----	-------

（参考）野村タイ株マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	700,000	116.02	81,217,500	116.02	81,217,500	8.96
2	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	265,000	282.75	74,928,750	286.65	75,962,250	8.38
3	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	511,000	143.32	73,239,075	140.40	71,744,400	7.91
4	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	240,000	234.00	56,160,000	234.00	56,160,000	6.19
5	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE(F)	無線通信サービス	75,000	750.75	56,306,250	737.10	55,282,500	6.09
6	タイ	株式	GULF ENERGY DEVELOPMENT-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	240,000	220.35	52,884,000	197.92	47,502,000	5.24
7	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	66,000	635.70	41,956,200	703.95	46,460,700	5.12
8	タイ	株式	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	415,000	100.71	41,798,507	99.45	41,271,750	4.55
9	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	31,000	1,380.60	42,798,600	1,259.70	39,050,700	4.30
10	タイ	株式	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	580,000	54.57	31,651,400	56.55	32,799,000	3.61
11	タイ	株式	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	電子装置・機器・部品	14,000	2,605.20	36,472,800	2,316.60	32,432,400	3.57
12	タイ	株式	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	80,000	339.30	27,144,000	381.22	30,498,000	3.36
13	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	680,000	34.90	23,735,400	36.07	24,531,000	2.70
14	タイ	株式	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	消費者金融	93,472	302.25	28,251,912	252.52	23,604,017	2.60
15	タイ	株式	WHA CORP PCL-FOREIGN	不動産管理・開発	1,120,000	13.96	15,637,440	15.28	17,122,560	1.88
16	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジャー	150,000	117.97	17,696,250	111.15	16,672,500	1.83
17	タイ	株式	SCB X PCL-FOREIGN	銀行	40,000	434.85	17,394,000	411.45	16,458,000	1.81
18	タイ	株式	CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	複合小売り	87,000	157.78	13,727,046	163.80	14,250,600	1.57
19	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	21,000	524.55	11,015,550	561.60	11,793,600	1.30
20	タイ	株式	KASIKORNBANK PCL(F)	銀行	21,000	579.15	12,162,150	555.75	11,670,750	1.28
21	タイ	株式	JWD INFOLOGISTICS PCL/F	航空貨物・物流サービス	160,000	67.86	10,857,600	71.76	11,481,600	1.26
22	タイ	株式	MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	娯楽	160,000	74.88	11,980,800	70.59	11,294,400	1.24
23	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	67,000	174.52	11,693,175	165.75	11,105,250	1.22

24	タイ	株式	KIATNAKIN PHATRA BANK-FOREIGN	銀行	38,000	273.00	10,374,000	280.80	10,670,400	1.17
25	タイ	株式	TRUE CORP PCL(F)	各種電気通 信サービス	520,000	18.48	9,612,720	19.26	10,018,320	1.10
26	タイ	株式	ORIGIN PROPERTY PCL-F	不動産管 理・開発	240,000	40.56	9,734,400	40.56	9,734,400	1.07
27	タイ	株式	THAI OIL PCL(F)	石油・ガ ス・消耗燃 料	45,000	219.37	9,871,875	206.70	9,301,500	1.02
28	タイ	株式	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	不動産管 理・開発	110,000	75.27	8,279,700	81.90	9,009,000	0.99
29	タイ	株式	BUSINESS ONLINE PCL-F	専門サービ ス	180,000	45.63	8,213,400	40.56	7,300,800	0.80
30	タイ	株式	SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	専門小売り	89,044	77.26	6,880,077	79.16	7,049,613	0.77

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	娯楽	1.69
		不動産管理・開発	6.66
		石油・ガス・消耗燃料	14.06
		化学	1.22
		建設資材	4.30
		航空貨物・物流サービス	1.26
		運送インフラ	8.38
		自動車部品	0.75
		ホテル・レストラン・レジャー	1.83
		複合小売り	1.57
		専門小売り	4.39
		食品・生活必需品小売り	6.19
		食品	4.55
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	8.96
		医薬品	0.43
		銀行	6.11
		ソフトウェア	0.48
		電子装置・機器・部品	3.57
		各種電気通信サービス	1.10
		無線通信サービス	6.09
		消費者金融	2.60
		各種消費者サービス	0.73
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	8.93
		専門サービス	0.80
新株予約権証券	—	—	0.02
合 計			96.79

(参考) 野村フィリピン株マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	1,683,075	93.01	156,547,721	80.49	135,473,989	16.67
2	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	240,002	321.96	77,272,916	325.28	78,070,176	9.61
3	フィリピン	株式	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	275,000	245.56	67,530,191	245.30	67,459,920	8.30
4	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	コングロマリット	39,503	1,832.15	72,375,426	1,704.38	67,328,325	8.28
5	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	31,007	2,210.33	68,535,841	2,095.34	64,970,393	7.99
6	フィリピン	株式	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	140,000	470.94	65,931,851	442.06	61,889,366	7.61
7	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	850,000	71.03	60,381,739	65.16	55,386,127	6.81
8	フィリピン	株式	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	390,002	135.43	52,818,322	132.10	51,522,778	6.34
9	フィリピン	株式	WILCON DEPOT INC	専門小売り	630,000	76.40	48,134,186	74.99	47,248,775	5.81
10	フィリピン	株式	PLDT INC	無線通信サービス	11,200	4,188.38	46,909,946	4,175.36	46,764,034	5.75
11	フィリピン	株式	ACEN CORP	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	1,213,646	17.98	21,832,656	15.97	19,382,685	2.38
12	フィリピン	株式	JG SUMMIT HOLDINGS INC	コングロマリット	165,000	128.02	21,123,387	110.26	18,193,097	2.23
13	フィリピン	株式	UNIVERSAL ROBINA CORP	食品	58,000	319.66	18,540,284	311.74	18,081,303	2.22
14	フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	ホテル・レストラン・レジャー	27,000	623.15	16,825,309	592.82	16,006,399	1.97
15	フィリピン	株式	GT CAPITAL HOLDINGS INC	コングロマリット	9,007	1,282.76	11,553,824	1,054.82	9,500,834	1.16
16	フィリピン	株式	UNION BANK OF PHILIPPINES	銀行	46,004	211.71	9,739,583	196.75	9,051,660	1.11
17	フィリピン	株式	BLOOMBERRY RESORTS CORP	ホテル・レストラン・レジャー	310,000	18.90	5,861,858	17.88	5,545,001	0.68
18	フィリピン	株式	CENTURY PACIFIC FOOD INC	食品	85,000	60.04	5,104,212	60.81	5,169,372	0.63
19	フィリピン	株式	GLOBE TELECOM INC	無線通信サービス	806	5,267.78	4,245,836	5,933.40	4,782,326	0.58
20	フィリピン	株式	NICKEL ASIA CORP	金属・鉱業	350,000	14.18	4,963,671	12.34	4,319,735	0.53
21	フィリピン	株式	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	各種金融サービス	420,000	9.68	4,067,526	9.35	3,928,007	0.48
22	フィリピン	株式	ROBINSONS LAND CO	不動産管理・開発	100,000	47.83	4,783,521	37.92	3,792,065	0.46

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率（％）
株式	国外	不動産管理・開発	23.96
		金属・鉱業	0.53
		コングロマリット	19.69
		運送インフラ	7.61

	ホテル・レストラン・レジャー	2.65
	専門小売り	5.81
	食品	2.86
	銀行	25.37
	各種金融サービス	0.48
	無線通信サービス	6.34
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.38
合 計		97.72

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	特殊債券	政保 地方公共 団体金融機構債 券 第4 3 回	295,000,000	100.09	295,274,350	100.09	295,274,350	0.734	2022/12/16	6.35
2	日本	地方債証券	横浜市 公募平 成2 4 年度第3 回	210,000,000	100.10	210,217,966	100.10	210,217,966	0.729	2022/12/22	4.52
3	日本	特殊債券	道路債券 財投 機関債第1 7 回	200,000,000	100.20	200,410,260	100.20	200,410,260	1.54	2022/12/20	4.31
4	日本	地方債証券	広島市 公募平 成2 4 年度第2 回	200,000,000	100.09	200,195,966	100.09	200,195,966	0.7	2022/12/22	4.31
5	日本	地方債証券	新潟市 公募平 成2 4 年度第1 回	200,000,000	100.09	200,192,352	100.09	200,192,352	0.7	2022/12/21	4.31
6	日本	地方債証券	相模原市 公募 平成2 4 年度第 1 回	200,000,000	100.09	200,190,944	100.09	200,190,944	0.71	2022/12/20	4.31
7	日本	地方債証券	千葉市 公募平 成2 4 年度第2 回	126,550,000	100.05	126,613,682	100.05	126,613,682	0.81	2022/11/22	2.72
8	日本	特殊債券	預金保険機構債 券 政府保証第 2 2 1 回	100,000,000	100.07	100,079,568	100.07	100,079,568	0.1	2023/6/7	2.15
9	日本	特殊債券	地方公共団体金 融機構債券 第 4 2 回	100,000,000	100.06	100,061,136	100.06	100,061,136	0.801	2022/11/28	2.15
10	日本	地方債証券	共同発行市場地 方債 公募第1 1 6 回	100,000,000	100.04	100,049,390	100.04	100,049,390	0.8	2022/11/25	2.15
11	日本	地方債証券	静岡市 公募平 成2 4 年度第1 回	100,000,000	100.04	100,046,500	100.04	100,046,500	0.82	2022/11/22	2.15
12	日本	特殊債券	東日本高速道 路 第4 8 回	100,000,000	100.01	100,018,002	100.01	100,018,002	0.09	2022/12/20	2.15
13	日本	特殊債券	日本学生支援債 券 財投機関債 第6 1 回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2022/11/18	2.15
14	日本	特殊債券	商工債券 利付 第8 1 1 回い号	30,000,000	100.02	30,008,456	100.02	30,008,456	0.17	2022/12/27	0.64

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	24.49

特殊債券	19.93
合 計	44.43

【投資不動産物件】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

該当事項はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村インド株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村アセアン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村豪州株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村タイ株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間	(2013年 9月12日)	3,495	3,495	0.9435	0.9435
第5計算期間	(2014年 9月12日)	6,198	6,282	1.4796	1.4996
第6計算期間	(2015年 9月14日)	12,375	12,664	1.7084	1.7484
第7計算期間	(2016年 9月12日)	11,617	11,862	1.6609	1.6959
第8計算期間	(2017年 9月12日)	105,846	108,864	2.2797	2.3447
第9計算期間	(2018年 9月12日)	105,596	108,546	2.1480	2.2080
第10計算期間	(2019年 9月12日)	81,116	83,065	1.8728	1.9178
第11計算期間	(2020年 9月14日)	56,197	57,479	1.7546	1.7946
第12計算期間	(2021年 9月13日)	56,864	58,702	2.6284	2.7134
第13計算期間	(2022年 9月12日)	54,415	56,257	2.9535	3.0535

2021年10月末日	58,948	—	2.7825	—
11月末日	56,649	—	2.7143	—
12月末日	57,170	—	2.7907	—
2022年 1月末日	54,439	—	2.7126	—
2月末日	51,455	—	2.5835	—
3月末日	54,729	—	2.7950	—
4月末日	54,425	—	2.8095	—
5月末日	50,944	—	2.6514	—
6月末日	50,813	—	2.6654	—
7月末日	51,862	—	2.7478	—
8月末日	54,701	—	2.9447	—
9月末日	52,509	—	2.8120	—
10月末日	53,365	—	2.8918	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間 (2013年 9月12日)	3,776	3,835	1.4026	1.4246
第5計算期間 (2014年 9月12日)	2,737	2,788	1.6119	1.6419
第6計算期間 (2015年 9月14日)	1,867	1,895	1.3370	1.3570
第7計算期間 (2016年 9月12日)	1,398	1,414	1.3079	1.3229
第8計算期間 (2017年 9月12日)	1,341	1,364	1.4793	1.5043
第9計算期間 (2018年 9月12日)	1,366	1,385	1.4135	1.4335
第10計算期間 (2019年 9月12日)	1,682	1,711	1.4467	1.4717
第11計算期間 (2020年 9月14日)	928	932	1.1312	1.1362
第12計算期間 (2021年 9月13日)	917	932	1.5109	1.5359
第13計算期間 (2022年 9月12日)	1,041	1,064	1.7913	1.8313
2021年10月末日	1,025	—	1.6110	—
11月末日	995	—	1.5728	—
12月末日	1,005	—	1.5867	—
2022年 1月末日	973	—	1.5684	—
2月末日	998	—	1.6010	—
3月末日	1,081	—	1.7394	—
4月末日	1,086	—	1.7650	—
5月末日	1,064	—	1.7156	—
6月末日	1,030	—	1.6925	—
7月末日	1,019	—	1.6913	—
8月末日	1,038	—	1.7813	—
9月末日	898	—	1.6762	—

10月末日	898	—	1.7198	—
-------	-----	---	--------	---

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間	(2013年 9月12日)	325	330	1.3402	1.3582
第5計算期間	(2014年 9月12日)	199	203	1.5388	1.5688
第6計算期間	(2015年 9月14日)	285	288	1.2719	1.2869
第7計算期間	(2016年 9月12日)	182	184	1.2135	1.2285
第8計算期間	(2017年 9月12日)	265	270	1.5386	1.5686
第9計算期間	(2018年 9月12日)	244	248	1.4262	1.4462
第10計算期間	(2019年 9月12日)	244	249	1.5336	1.5636
第11計算期間	(2020年 9月14日)	512	521	1.4623	1.4873
第12計算期間	(2021年 9月13日)	535	549	1.9459	1.9959
第13計算期間	(2022年 9月12日)	187	192	2.2243	2.2843
	2021年10月末日	175	—	1.9804	—
	11月末日	164	—	1.8653	—
	12月末日	174	—	1.9891	—
	2022年 1月末日	160	—	1.8385	—
	2月末日	164	—	1.8828	—
	3月末日	196	—	2.2237	—
	4月末日	192	—	2.1432	—
	5月末日	191	—	2.1727	—
	6月末日	182	—	2.0701	—
	7月末日	179	—	2.1127	—
	8月末日	185	—	2.1995	—
	9月末日	175	—	2.0443	—
	10月末日	186	—	2.1133	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,156	3,181	1.1262	1.1352
第4計算期間	(2014年 9月12日)	3,079	3,124	1.3735	1.3935
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,306	2,317	1.0629	1.0679
第6計算期間	(2016年 9月12日)	3,673	3,718	1.2331	1.2481
第7計算期間	(2017年 9月12日)	5,770	5,854	1.3868	1.4068

第8計算期間	(2018年 9月12日)	4,765	4,804	1.1985	1.2085
第9計算期間	(2019年 9月12日)	3,755	3,811	1.3587	1.3787
第10計算期間	(2020年 9月14日)	2,129	2,129	1.0142	1.0142
第11計算期間	(2021年 9月13日)	2,742	2,782	1.3904	1.4104
第12計算期間	(2022年 9月12日)	2,944	3,015	1.8730	1.9180
	2021年10月末日	3,452	—	1.5185	—
	11月末日	3,289	—	1.5044	—
	12月末日	3,264	—	1.5169	—
	2022年 1月末日	3,181	—	1.4878	—
	2月末日	3,250	—	1.5323	—
	3月末日	3,478	—	1.7246	—
	4月末日	3,697	—	1.9033	—
	5月末日	3,409	—	1.7700	—
	6月末日	3,379	—	1.7695	—
	7月末日	3,276	—	1.7249	—
	8月末日	3,387	—	1.8452	—
	9月末日	2,771	—	1.8227	—
	10月末日	2,933	—	1.8847	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2013年 9月12日)	2,913	2,956	1.4225	1.4435
第4計算期間	(2014年 9月12日)	1,731	1,764	1.5970	1.6270
第5計算期間	(2015年 9月14日)	1,215	1,232	1.3822	1.4022
第6計算期間	(2016年 9月12日)	917	928	1.2962	1.3112
第7計算期間	(2017年 9月12日)	866	881	1.6520	1.6820
第8計算期間	(2018年 9月12日)	1,123	1,146	1.6906	1.7256
第9計算期間	(2019年 9月12日)	862	879	1.6983	1.7333
第10計算期間	(2020年 9月14日)	554	558	1.2208	1.2308
第11計算期間	(2021年 9月13日)	628	637	1.3749	1.3949
第12計算期間	(2022年 9月12日)	911	930	1.7002	1.7352
	2021年10月末日	750	—	1.4309	—
	11月末日	748	—	1.3898	—
	12月末日	820	—	1.4837	—
	2022年 1月末日	813	—	1.4842	—
	2月末日	840	—	1.5481	—
	3月末日	890	—	1.6368	—
	4月末日	891	—	1.6413	—

5月末日	893	—	1.6430	—
6月末日	877	—	1.6275	—
7月末日	832	—	1.5443	—
8月末日	894	—	1.6657	—
9月末日	869	—	1.6003	—
10月末日	908	—	1.6706	—

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間	(2013年 9月12日)	3,795	3,873	1.6441	1.6781
第4計算期間	(2014年 9月12日)	2,955	3,033	2.0752	2.1302
第5計算期間	(2015年 9月14日)	2,244	2,311	2.1756	2.2406
第6計算期間	(2016年 9月12日)	1,641	1,683	1.9279	1.9779
第7計算期間	(2017年 9月12日)	3,356	3,439	2.0109	2.0609
第8計算期間	(2018年 9月12日)	2,672	2,733	1.7337	1.7737
第9計算期間	(2019年 9月12日)	2,020	2,071	1.7992	1.8442
第10計算期間	(2020年 9月14日)	991	1,002	1.3391	1.3541
第11計算期間	(2021年 9月13日)	945	962	1.6501	1.6801
第12計算期間	(2022年 9月12日)	841	860	1.7414	1.7814
2021年10月末日		1,000	—	1.7327	—
11月末日		974	—	1.7634	—
12月末日		977	—	1.7764	—
2022年 1月末日		950	—	1.7380	—
2月末日		935	—	1.7464	—
3月末日		960	—	1.8185	—
4月末日		942	—	1.8321	—
5月末日		899	—	1.8058	—
6月末日		838	—	1.6782	—
7月末日		803	—	1.6390	—
8月末日		858	—	1.7703	—
9月末日		746	—	1.5296	—
10月末日		813	—	1.6585	—

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2022年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第4計算期間	(2013年 9月12日)	203	203	1.0009	1.0009
第5計算期間	(2014年 9月12日)	664	664	1.0006	1.0016
第6計算期間	(2015年 9月14日)	1,832	1,832	1.0011	1.0011
第7計算期間	(2016年 9月12日)	86	86	1.0012	1.0012
第8計算期間	(2017年 9月12日)	59	59	1.0009	1.0009
第9計算期間	(2018年 9月12日)	86	86	1.0006	1.0006
第10計算期間	(2019年 9月12日)	101	101	1.0005	1.0005
第11計算期間	(2020年 9月14日)	84	84	1.0002	1.0002
第12計算期間	(2021年 9月13日)	95	95	1.0000	1.0000
第13計算期間	(2022年 9月12日)	139	139	0.9999	0.9999
	2021年10月末日	85	—	1.0000	—
	11月末日	100	—	1.0000	—
	12月末日	108	—	0.9999	—
	2022年 1月末日	178	—	0.9999	—
	2月末日	177	—	0.9999	—
	3月末日	176	—	0.9999	—
	4月末日	164	—	0.9999	—
	5月末日	139	—	0.9999	—
	6月末日	142	—	0.9999	—
	7月末日	141	—	0.9999	—
	8月末日	140	—	0.9999	—
	9月末日	127	—	0.9998	—
	10月末日	120	—	0.9998	—

【分配の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0400円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0350円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0650円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0600円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0400円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0850円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.1000円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0220円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0250円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0250円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0050円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0250円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0180円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0150円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0300円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0250円
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0500円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0600円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0090円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0200円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0050円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0200円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0100円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0200円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0450円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0210円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0300円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0200円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0150円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0300円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0350円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0350円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0100円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0200円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0350円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	1口当たりの分配金
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0340円
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0550円
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0650円
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0500円
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0500円
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0400円
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0450円
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0150円
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0300円
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0400円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネーボール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.0000円
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.0010円
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0000円
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0000円
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0000円
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0000円
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0000円
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0000円

第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0000円
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0000円

【収益率の推移】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.5%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	58.9%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	18.2%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.7%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41.2%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	10.7%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	4.2%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	54.6%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	16.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	25.8%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	15.8%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1.1%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	15.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	3.1%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4.1%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	21.5%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	35.8%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	21.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	収益率
--	------	-----

第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	41.0%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	17.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	16.4%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	3.4%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.3%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	6.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	9.6%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	3.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	36.5%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	17.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	14.1%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	23.7%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	22.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	17.4%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	14.1%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	12.9%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	15.0%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	25.4%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39.1%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	37.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	37.9%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	14.4%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	12.2%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	5.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	29.8%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	4.5%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	2.5%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	27.5%

第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	14.3%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	26.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	収益率
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	47.2%
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	29.6%
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	8.0%
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	9.1%
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	6.9%
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	11.8%
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	6.4%
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	24.7%
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	25.5%
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	8.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	0.1%
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	0.1%
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	0.0%
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	0.0%
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	0.0%
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	0.0%
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	0.0%
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	0.0%
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	0.0%
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	1,098,756,616	3,371,095,543	3,704,359,802
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	2,252,014,020	1,766,697,543	4,189,676,279
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	5,811,057,108	2,757,084,246	7,243,649,141
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	2,121,142,597	2,369,984,603	6,994,807,135
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	41,814,521,361	2,380,122,892	46,429,205,604
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	13,067,380,869	10,335,431,574	49,161,154,899
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	4,705,468,601	10,552,965,557	43,313,657,943
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	2,644,239,504	13,929,566,421	32,028,331,026
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	946,444,077	11,340,554,092	21,634,221,011
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	890,468,067	4,100,526,142	18,424,162,936

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,547,598,370	2,127,898,558	2,692,363,771
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	316,019,976	1,309,729,772	1,698,653,975
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	370,257,682	672,324,884	1,396,586,773
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	103,138,191	430,095,447	1,069,629,517
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	205,795,333	368,514,201	906,910,649
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	608,974,650	549,345,370	966,539,929
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	521,389,610	324,852,824	1,163,076,715
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,690,568	442,667,227	821,100,056
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	39,764,201	253,809,928	607,054,329
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	73,829,775	99,473,187	581,410,917

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	73,881,929	431,821,545	243,119,760
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	166,750,209	280,285,846	129,584,123
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	134,698,880	40,075,651	224,207,352
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	10,952,856	84,810,113	150,350,095
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	43,473,808	21,315,805	172,508,098
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	42,848,429	43,850,585	171,505,942
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	16,374,587	28,239,557	159,640,972
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	226,228,087	35,078,855	350,790,204

第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	98,220,930	173,713,357	275,297,777
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	10,338,726	201,248,456	84,388,047

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	2,512,441,242	6,608,697,638	2,802,941,527
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,117,450,429	1,678,049,247	2,242,342,709
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	1,273,773,890	1,346,083,061	2,170,033,538
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	1,414,971,456	605,530,653	2,979,474,341
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	3,300,542,142	2,118,730,174	4,161,286,309
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	2,087,655,755	2,273,261,784	3,975,680,280
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	791,315,790	2,002,710,848	2,764,285,222
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	385,329,869	1,049,976,190	2,099,638,901
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	406,945,843	534,043,543	1,972,541,201
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	514,536,135	914,794,335	1,572,283,001

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	3,637,021,780	2,154,538,115	2,048,359,823
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	508,045,029	1,472,126,686	1,084,278,166
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	515,774,907	720,831,243	879,221,830
第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	63,340,338	234,670,176	707,891,992
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	37,550,570	221,119,082	524,323,480
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	537,024,318	396,690,926	664,656,872
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	45,159,941	202,165,315	507,651,498
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	22,510,451	76,044,785	454,117,164
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	91,608,808	88,548,141	457,177,831
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	143,846,572	64,819,992	536,204,411

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第3計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	4,118,230,011	2,165,296,927	2,308,448,007
第4計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,242,050,772	2,126,329,233	1,424,169,546
第5計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	452,872,580	845,506,186	1,031,535,940

第6計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	278,216,644	458,468,161	851,284,423
第7計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	1,188,817,023	371,018,422	1,669,083,024
第8計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	768,776,013	896,503,148	1,541,355,889
第9計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	311,013,721	729,282,482	1,123,087,128
第10計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	100,315,961	483,154,786	740,248,303
第11計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	58,756,276	226,088,708	572,915,871
第12計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	46,076,610	135,881,130	483,111,351

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第4計算期間	2012年 9月13日～2013年 9月12日	956,621,533	810,608,784	203,076,016
第5計算期間	2013年 9月13日～2014年 9月12日	1,129,813,378	669,295,362	663,594,032
第6計算期間	2014年 9月13日～2015年 9月14日	2,193,521,798	1,026,171,942	1,830,943,888
第7計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月12日	664,628,465	2,409,076,490	86,495,863
第8計算期間	2016年 9月13日～2017年 9月12日	190,094,251	216,953,378	59,636,736
第9計算期間	2017年 9月13日～2018年 9月12日	745,246,922	718,572,692	86,310,966
第10計算期間	2018年 9月13日～2019年 9月12日	113,803,494	98,680,383	101,434,077
第11計算期間	2019年 9月13日～2020年 9月14日	136,411,284	153,806,748	84,038,613
第12計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月13日	267,139,804	255,962,449	95,215,968
第13計算期間	2021年 9月14日～2022年 9月12日	223,915,736	180,042,618	139,089,086

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2022年10月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ ノムラ・アセアン・フォーカス



■ ノムラ・豪州・フォーカス



■ ノムラ・インドネシア・フォーカス



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ ノムラ・印度・フォーカス

2022年9月	1000 円
2021年9月	850 円
2020年9月	400 円
2019年9月	450 円
2018年9月	600 円
設定来累計	5,130 円

■ ノムラ・アセアン・フォーカス

2022年9月	400 円
2021年9月	250 円
2020年9月	50 円
2019年9月	250 円
2018年9月	200 円
設定来累計	3,010 円

■ ノムラ・豪州・フォーカス

2022年9月	600 円
2021年9月	500 円
2020年9月	250 円
2019年9月	300 円
2018年9月	200 円
設定来累計	2,930 円

■ ノムラ・インドネシア・フォーカス

2022年9月	450 円
2021年9月	200 円
2020年9月	0 円
2019年9月	200 円
2018年9月	100 円
設定来累計	1,730 円



運用実績（2022年10月31日現在）

ノムラ・タイ・フォーカス



ノムラ・タイ・フォーカス

2022年9月	350 円
2021年9月	200 円
2020年9月	100 円
2019年9月	350 円
2018年9月	350 円
設定来累計	2,600 円

ノムラ・フィリピン・フォーカス



ノムラ・フィリピン・フォーカス

2022年9月	400 円
2021年9月	300 円
2020年9月	150 円
2019年9月	450 円
2018年9月	400 円
設定来累計	4,500 円

マネーブル・ファンド



マネーブル・ファンド

2022年9月	0 円
2021年9月	0 円
2020年9月	0 円
2019年9月	0 円
2018年9月	0 円
設定来累計	40 円

主要な資産の状況

ノムラ・印度・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（％）
1	ICICI BANK LTD	銀行	9.4
2	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	8.9
3	HDFC BANK LIMITED	銀行	6.0
4	AU SMALL FINANCE BANK LTD	銀行	5.1
5	MPHASIS LTD	情報技術サービス	5.0
6	STATE BANK OF INDIA	銀行	4.2
7	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	各種金融サービス	4.2
8	DEVYANI INTERNATIONAL LTD	ホテル・レストラン・レジャー	3.6
9	VARUN BEVERAGES LTD	飲料	3.5
10	TRIVENI TURBINE LTD	電気設備	3.1



運用実績（2022年10月31日現在）

ノムラ・アセアン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	UNITED OVERSEAS BANK	銀行	9.3
2	DBS GROUP HLDGS	銀行	9.3
3	BANK CENTRAL ASIA	銀行	9.2
4	BANK MANDIRI	銀行	5.1
5	SINGAPORE TECH ENGINEERING	航空宇宙・防衛	5.1
6	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.1
7	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	3.6
8	SEMBACORP INDUSTRIES LTD	総合公益事業	3.3
9	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	3.2
10	WILCON DEPOT INC	専門小売り	3.1

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	シンガポール	34.6
2	インドネシア	23.4
3	タイ	18.5
4	マレーシア	9.1
5	フィリピン	7.7

※組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

ノムラ・豪州・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	NATIONAL AUSTRALIA BANK	銀行	9.0
2	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	石油・ガス・消耗燃料	8.9
3	MACQUARIE GROUP LIMITED	資本市場	8.1
4	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	銀行	8.0
5	CSL LIMITED	バイオテクノロジー	7.9
6	SOUTH32 LTD	金属・鉱業	7.8
7	WOOLWORTHS GROUP LTD	食品・生活必需品小売り	7.5
8	ARISTOCRAT LEISURE LTD	ホテル・レストラン・レジャー	7.5
9	TRANSURBAN GROUP	運送インフラ	7.5
10	FORTESCUE METALS GROUP LTD	金属・鉱業	6.4

ノムラ・インドネシア・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANK CENTRAL ASIA	銀行	12.5
2	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	11.0
3	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	各種電気通信サービス	9.5
4	BANK MANDIRI	銀行	8.9
5	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	金属・鉱業	4.7
6	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車	4.3
7	BANK NEGARA INDONESIA PT	銀行	4.3
8	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	食品・生活必需品小売り	4.2
9	KALBE FARMA PT	医薬品	3.9
10	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	食品	2.8



運用実績（2022年10月31日現在）

ノムラ・タイ・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	8.9
2	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	8.4
3	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	7.9
4	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	6.2
5	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	6.1
6	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	5.2
7	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗燃料	5.1
8	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	食品	4.5
9	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	4.3
10	HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	専門小売り	3.6

ノムラ・フィリピン・フォーカス

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産管理・開発	16.6
2	BDO UNIBANK INC	銀行	9.6
3	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	銀行	8.3
4	AYALA CORPORATION	コングロマリット	8.3
5	SM INVESTMENTS CORP	コングロマリット	8.0
6	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	運送インフラ	7.6
7	AYALA LAND INC	不動産管理・開発	6.8
8	METROPOLITAN BANK & TRUST	銀行	6.3
9	WILCON DEPOT INC	専門小売り	5.8
10	PLDT INC	無線通信サービス	5.7

マネーボール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	政保 地方公共団体金融機構債券 第43回	特殊債券	6.2
2	横浜市 公募平成24年度第3回	地方債証券	4.4
3	道路債券 財投機関債第17回	特殊債券	4.2
4	広島市 公募平成24年度第2回	地方債証券	4.2
5	新潟市 公募平成24年度第1回	地方債証券	4.2
6	相模原市 公募平成24年度第1回	地方債証券	4.2
7	千葉市 公募平成24年度第2回	地方債証券	2.7
8	預金保険機構債券 政府保証第221回	特殊債券	2.1
9	地方公共団体金融機構債券 第42回	特殊債券	2.1
10	共同発行市場地方債 公募第116回	地方債証券	2.1



運用実績（2022年10月31日現在）

年間収益率の推移（暦年ベース）

ノムラ・印度・フォーカス



ノムラ・アセアン・フォーカス



ノムラ・豪州・フォーカス



ノムラ・インドネシア・フォーカス



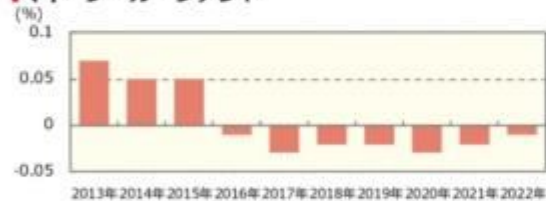
ノムラ・タイ・フォーカス



ノムラ・フィリピン・フォーカス



マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
- ・「マネーボール・ファンド」にベンチマークはありません。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。

ノムラ・印度・フォーカス	： 申込日当日が、インドのナショナル証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・アセアン・フォーカス	： 申込日当日が、シンガポール証券取引所またはマレーシア証券取引所の休場日と同日付の場合。
ノムラ・豪州・フォーカス	： 申込日当日が、オーストラリア証券取引所の休場日（半休日を含みます。）と同日付の場合。
ノムラ・インドネシア・フォーカス	： ・ 申込日当日がインドネシア証券取引所の休場日と同日付の場合 ・ インドネシアの連休等で、取得、換金の申込みの受付を行わないものとして委託者が指定する日
ノムラ・タイ・フォーカス	： 申込日当日がタイ証券取引所の休場日と同日付の場合
ノムラ・フィリピン・フォーカス	： 申込日当日がフィリピン証券取引所の休場日と同日付の場合

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

(5) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(6) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(7) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(8)スイッチング

「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンド間で、スイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(9)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(10)申込受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(11)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金の申込み日の翌営業日の基準価額となります。

(6)換金制限

「ノムラ・印度・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件1億円を超える一部解約は行なえません。また、各ファンドおよびマネープール・ファンドにおいて、別途、換金制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

ただし、「ノムラ・印度・フォーカス」、「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の

入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

各ファンド（「ノムラ・豪州・フォーカス」、「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「ノムラ・豪州・フォーカス」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示さ

れます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年9月12日までとします。

「ノムラ・印度・フォーカス」、「マネープール・ファンド」：2009年9月16日設定

「ノムラ・アセアン・フォーカス」、「ノムラ・豪州・フォーカス」：2009年12月7日設定

「ノムラ・インドネシア・フォーカス」、「ノムラ・タイ・フォーカス」、「ノムラ・フィリピン・フォーカス」：2010年12月6日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年9月13日から翌年9月12日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

- （ ）「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」につき、委託者は、信託終了前に、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成する全てのファンド（「マネープール・ファンド」を除く）が存続しないこととなる場合は、「ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）につき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、各ファンドにつき、「ノムラ・アジア・シリーズ」を構成するファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（ ）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ ）上記（ ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ ）上記（ ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）から（ ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更等（ ）」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

（d）信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとし、
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請

求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

- ()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2021年9月14日から2022年9月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（2021年9月14日から2022年9月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2021年 9月13日現在)	第13期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,556,096,661	2,619,304,682
親投資信託受益証券	56,750,390,069	54,306,466,146
未収入金	169,339,803	208,027,431
流動資産合計	59,475,826,533	57,133,798,259
資産合計	59,475,826,533	57,133,798,259
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,838,908,785	1,842,416,293
未払解約金	220,990,929	368,907,844
未払受託者報酬	15,740,578	14,466,299
未払委託者報酬	535,179,637	491,854,215
未払利息	714	2,289
その他未払費用	944,370	867,917
流動負債合計	2,611,765,013	2,718,514,857
負債合計	2,611,765,013	2,718,514,857
純資産の部		
元本等		
元本	21,634,221,011	18,424,162,936
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,229,840,509	35,991,120,466
（分配準備積立金）	11,614,398,250	15,403,400,679
元本等合計	56,864,061,520	54,415,283,402
純資産合計	56,864,061,520	54,415,283,402
負債純資産合計	59,475,826,533	57,133,798,259

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	25,893,493,683	9,286,531,417
営業収益合計	25,893,493,683	9,286,531,417
営業費用		
支払利息	103,077	70,994
受託者報酬	31,224,549	30,096,157
委託者報酬	1,061,634,674	1,023,269,322
その他費用	1,873,344	1,805,648
営業費用合計	1,094,835,644	1,055,242,121
営業利益又は営業損失（ ）	24,798,658,039	8,231,289,296
経常利益又は経常損失（ ）	24,798,658,039	8,231,289,296
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,798,658,039	8,231,289,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,201,871,331	502,676,580
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,169,603,604	35,229,840,509
剰余金増加額又は欠損金減少額	873,545,765	1,517,205,807
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	873,545,765	1,517,205,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,571,186,783	6,642,122,273
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,571,186,783	6,642,122,273
分配金	1,838,908,785	1,842,416,293
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	35,229,840,509	35,991,120,466

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 21,634,221,011口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 18,424,162,936口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6284円 (10,000口当たり純資産額) (26,284円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.9535円 (10,000口当たり純資産額) (29,535円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日																		
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 215,312,247円 2. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>227,609,794円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>13,038,276,569円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	227,609,794円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,038,276,569円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インド株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 207,498,304円 2. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>506,685,053円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>7,221,927,663円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	506,685,053円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,221,927,663円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	227,609,794円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,038,276,569円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	506,685,053円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,221,927,663円																	

収益調整金額	C	23,615,442,259円	収益調整金額	C	20,587,719,787円
分配準備積立金額	D	187,420,672円	分配準備積立金額	D	9,517,204,256円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,068,749,294円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,833,536,759円
当ファンドの期末残存口数	F	21,634,221,011口	当ファンドの期末残存口数	F	18,424,162,936口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	17,134円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,534円
10,000口当たり分配金額	H	850円	10,000口当たり分配金額	H	1,000円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,838,908,785円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,842,416,293円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
-----------------------	-----------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 32,028,331,026円	期首元本額 21,634,221,011円
期中追加設定元本額 946,444,077円	期中追加設定元本額 890,468,067円
期中一部解約元本額 11,340,554,092円	期中一部解約元本額 4,100,526,142円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,798,819,734	8,471,027,203
合計	20,798,819,734	8,471,027,203

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村インド株マザーファンド	10,112,559,336	54,306,466,146	
	小計	銘柄数：1	10,112,559,336	54,306,466,146	
		組入時価比率：99.8%			100.0%
合計				54,306,466,146	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2021年 9月13日現在)	第13期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,893,097	34,924,402
親投資信託受益証券	915,382,213	1,039,426,989
未収入金	3,056,498	53,497
流動資産合計	945,331,808	1,074,404,888
資産合計	945,331,808	1,074,404,888
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,176,358	23,256,436
未払解約金	3,516,025	125,806
未払受託者報酬	285,283	287,856
未払委託者報酬	9,128,967	9,211,212
未払利息	7	30
その他未払費用	17,054	17,210
流動負債合計	28,123,694	32,898,550
負債合計	28,123,694	32,898,550
純資産の部		
元本等		
元本	607,054,329	581,410,917
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	310,153,785	460,095,421
（分配準備積立金）	9,680,772	162,256,587
元本等合計	917,208,114	1,041,506,338
純資産合計	917,208,114	1,041,506,338
負債純資産合計	945,331,808	1,074,404,888

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	316,267,448	212,271,161
営業収益合計	316,267,448	212,271,161
営業費用		
支払利息	1,664	1,255
受託者報酬	548,837	559,466
委託者報酬	17,562,617	17,902,483
その他費用	32,811	33,443
営業費用合計	18,145,929	18,496,647
営業利益又は営業損失（ ）	298,121,519	193,774,514
経常利益又は経常損失（ ）	298,121,519	193,774,514
当期純利益又は当期純損失（ ）	298,121,519	193,774,514
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	62,021,296	14,938,964
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	107,755,099	310,153,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,709,913	45,985,994
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,709,913	45,985,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,235,092	51,623,472
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,235,092	51,623,472
分配金	15,176,358	23,256,436
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	310,153,785	460,095,421

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 607,054,329口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 581,410,917口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5109円 (10,000口当たり純資産額) (15,109円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7913円 (10,000口当たり純資産額) (17,913円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日																		
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,386,008円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村アセアン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,452,726円																		
2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,424,280円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,424,280円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>22,191,269円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>155,033,563円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	22,191,269円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	155,033,563円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	16,424,280円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	22,191,269円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	155,033,563円																	

収益調整金額	C	300,473,013円	収益調整金額	C	297,838,834円
分配準備積立金額	D	8,432,850円	分配準備積立金額	D	8,288,191円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	325,330,143円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	483,351,857円
当ファンドの期末残存口数	F	607,054,329口	当ファンドの期末残存口数	F	581,410,917口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,359円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,313円
10,000口当たり分配金額	H	250円	10,000口当たり分配金額	H	400円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,176,358円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,256,436円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
-----------------------	-----------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 821,100,056円	期首元本額 607,054,329円
期中追加設定元本額 39,764,201円	期中追加設定元本額 73,829,775円
期中一部解約元本額 253,809,928円	期中一部解約元本額 99,473,187円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	247,767,197	191,723,912
合計	247,767,197	191,723,912

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村アセアン株マザーファンド	368,983,667	1,039,426,989	
	小計	銘柄数：1	368,983,667	1,039,426,989	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				1,039,426,989	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2021年 9月13日現在)	第13期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,779,639	7,017,572
親投資信託受益証券	534,633,084	187,333,807
流動資産合計	554,412,723	194,351,379
資産合計	554,412,723	194,351,379
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,764,888	5,063,282
未払解約金	50,552	-
未払受託者報酬	157,649	51,038
未払委託者報酬	4,729,391	1,531,006
未払利息	5	6
その他未払費用	9,398	2,992
流動負債合計	18,711,883	6,648,324
負債合計	18,711,883	6,648,324
純資産の部		
元本等		
元本	275,297,777	84,388,047
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	260,403,063	103,315,008
（分配準備積立金）	111,553,298	54,594,004
元本等合計	535,700,840	187,703,055
純資産合計	535,700,840	187,703,055
負債純資産合計	554,412,723	194,351,379

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	200,510,787	21,892,976
営業収益合計	200,510,787	21,892,976
営業費用		
支払利息	848	107
受託者報酬	324,140	106,204
委託者報酬	9,724,185	3,185,799
その他費用	19,327	6,242
営業費用合計	10,068,500	3,298,352
営業利益又は営業損失（ ）	190,442,287	18,594,624
経常利益又は経常損失（ ）	190,442,287	18,594,624
当期純利益又は当期純損失（ ）	190,442,287	18,594,624
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	55,651,553	8,252,607
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	162,163,069	260,403,063
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,404,670	10,520,486
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,404,670	10,520,486
剰余金減少額又は欠損金増加額	82,190,522	189,392,490
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	82,190,522	189,392,490
分配金	13,764,888	5,063,282
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	260,403,063	103,315,008

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 275,297,777口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 84,388,047口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9459円 (10,000口当たり純資産額) (19,459円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2243円 (10,000口当たり純資産額) (22,243円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日																		
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,882,381円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村豪州株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 613,620円																		
2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>21,356,580円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>86,378,915円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	21,356,580円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	86,378,915円	2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,109,744円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>19,737,487円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,109,744円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	19,737,487円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	21,356,580円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	86,378,915円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	7,109,744円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	19,737,487円																	

収益調整金額	C	153,306,979円	収益調整金額	C	49,480,453円
分配準備積立金額	D	17,582,691円	分配準備積立金額	D	32,810,055円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,625,165円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	109,137,739円
当ファンドの期末残存口数	F	275,297,777口	当ファンドの期末残存口数	F	84,388,047口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,120円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,932円
10,000口当たり分配金額	H	500円	10,000口当たり分配金額	H	600円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,764,888円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,063,282円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
-----------------------	-----------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 350,790,204円	期首元本額 275,297,777円
期中追加設定元本額 98,220,930円	期中追加設定元本額 10,338,726円
期中一部解約元本額 173,713,357円	期中一部解約元本額 201,248,456円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	139,863,209	30,201,567
合計	139,863,209	30,201,567

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村豪州株マザーファンド	56,812,582	187,333,807	
	小計	銘柄数：1	56,812,582	187,333,807	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				187,333,807	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2021年 9月13日現在)	第12期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	68,716,029	212,050,021
親投資信託受益証券	2,737,184,577	2,938,941,180
未収入金	2,181,687	297,841,359
流動資産合計	2,808,082,293	3,448,832,560
資産合計	2,808,082,293	3,448,832,560
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,450,824	70,752,735
未払解約金	2,120,215	402,366,874
未払受託者報酬	724,016	933,742
未払委託者報酬	23,168,458	29,879,711
未払利息	19	185
その他未払費用	43,381	55,968
流動負債合計	65,506,913	503,989,215
負債合計	65,506,913	503,989,215
純資産の部		
元本等		
元本	1,972,541,201	1,572,283,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	770,034,179	1,372,560,344
（分配準備積立金）	134,026,995	768,686,439
元本等合計	2,742,575,380	2,944,843,345
純資産合計	2,742,575,380	2,944,843,345
負債純資産合計	2,808,082,293	3,448,832,560

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	841,852,286	1,086,279,754
営業収益合計	841,852,286	1,086,279,754
営業費用		
支払利息	4,490	4,338
受託者報酬	1,358,835	1,806,475
委託者報酬	43,482,728	57,806,960
その他費用	81,411	108,264
営業費用合計	44,927,464	59,726,037
営業利益又は営業損失（ ）	796,924,822	1,026,553,717
経常利益又は経常損失（ ）	796,924,822	1,026,553,717
当期純利益又は当期純損失（ ）	796,924,822	1,026,553,717
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	106,955,862	271,375,965
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	29,873,505	770,034,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	104,301,516	302,974,710
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	104,301,516	302,974,710
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,658,978	384,873,562
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,658,978	384,873,562
分配金	39,450,824	70,752,735
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	770,034,179	1,372,560,344

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,972,541,201口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,572,283,001口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3904円 (10,000口当たり純資産額) (13,904円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8730円 (10,000口当たり純資産額) (18,730円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日												
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 8,389,109円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>33,499,722円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	33,499,722円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村インドネシア株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 11,146,988円 2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>43,746,900円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	43,746,900円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	33,499,722円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	43,746,900円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	90,353,304円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	711,430,852円
収益調整金額	C	636,007,184円	収益調整金額	C	603,873,905円
分配準備積立金額	D	49,624,793円	分配準備積立金額	D	84,261,422円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	809,485,003円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,443,313,079円
当ファンドの期末残存口数	F	1,972,541,201口	当ファンドの期末残存口数	F	1,572,283,001口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,103円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,179円
10,000口当たり分配金額	H	200円	10,000口当たり分配金額	H	450円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,450,824円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	70,752,735円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 2,099,638,901円	期首元本額 1,972,541,201円
期中追加設定元本額 406,945,843円	期中追加設定元本額 514,536,135円
期中一部解約元本額 534,043,543円	期中一部解約元本額 914,794,335円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	724,251,241	786,861,737
合計	724,251,241	786,861,737

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村インドネシア株マザーファンド	1,133,894,510	2,938,941,180	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	1,133,894,510	2,938,941,180 100.0%	
	合計			2,938,941,180	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2021年 9月13日現在)	第12期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,208,453	28,646,702
親投資信託受益証券	627,305,214	909,856,139
流動資産合計	645,513,667	938,502,841
資産合計	645,513,667	938,502,841
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,143,556	18,767,154
未払解約金	2,333,231	124,672
未払受託者報酬	165,681	239,991
未払委託者報酬	5,301,708	7,679,814
未払利息	5	25
その他未払費用	9,875	14,335
流動負債合計	16,954,056	26,825,991
負債合計	16,954,056	26,825,991
純資産の部		
元本等		
元本	457,177,831	536,204,411
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	171,381,780	375,472,439
（分配準備積立金）	12,545,067	63,869,433
元本等合計	628,559,611	911,676,850
純資産合計	628,559,611	911,676,850
負債純資産合計	645,513,667	938,502,841

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	86,058,198	209,341,276
営業収益合計	86,058,198	209,341,276
営業費用		
支払利息	896	907
受託者報酬	316,672	452,792
委託者報酬	10,133,253	14,489,339
その他費用	18,876	27,041
営業費用合計	10,469,697	14,970,079
営業利益又は営業損失（ ）	75,588,501	194,371,197
経常利益又は経常損失（ ）	75,588,501	194,371,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,588,501	194,371,197
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,604,577	8,787,133
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	100,278,311	171,381,780
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,940,290	62,007,019
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,940,290	62,007,019
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,677,189	24,733,270
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,677,189	24,733,270
分配金	9,143,556	18,767,154
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	171,381,780	375,472,439

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 457,177,831口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 536,204,411口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3749円 (10,000口当たり純資産額) (13,749円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7002円 (10,000口当たり純資産額) (17,002円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日																		
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 1,954,387円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村タイ株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。 なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 2,796,156円																		
2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>12,214,738円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,214,738円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	2.分配金の計算過程 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,099,957円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>53,333,740円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,099,957円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	53,333,740円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	12,214,738円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	18,099,957円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	53,333,740円																	

収益調整金額	C	158,836,713円	収益調整金額	C	311,603,006円
分配準備積立金額	D	9,473,885円	分配準備積立金額	D	11,202,890円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	180,525,336円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	394,239,593円
当ファンドの期末残存口数	F	457,177,831口	当ファンドの期末残存口数	F	536,204,411口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,948円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,352円
10,000口当たり分配金額	H	200円	10,000口当たり分配金額	H	350円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,143,556円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,767,154円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
-----------------------	-----------------------

1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 454,117,164円	期首元本額 457,177,831円
期中追加設定元本額 91,608,808円	期中追加設定元本額 143,846,572円
期中一部解約元本額 88,548,141円	期中一部解約元本額 64,819,992円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	76,084,213	195,559,133
合計	76,084,213	195,559,133

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村タイ株マザーファンド	365,462,781	909,856,139	
	小計	銘柄数：1	365,462,781	909,856,139	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				909,856,139	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (2021年 9月13日現在)	第12期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,650,224	28,956,616
親投資信託受益証券	943,514,591	839,596,941
未収入金	-	4,682,954
流動資産合計	971,164,815	873,236,511
資産合計	971,164,815	873,236,511
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,187,476	19,324,454
未払解約金	100,740	4,616,078
未払受託者報酬	256,622	242,159
未払委託者報酬	8,211,816	7,748,924
未払利息	7	25
その他未払費用	15,336	14,469
流動負債合計	25,771,997	31,946,109
負債合計	25,771,997	31,946,109
純資産の部		
元本等		
元本	572,915,871	483,111,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	372,476,947	358,179,051
（分配準備積立金）	1,771,939	2,778,921
元本等合計	945,392,818	841,290,402
純資産合計	945,392,818	841,290,402
負債純資産合計	971,164,815	873,236,511

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	237,854,856	90,891,250
営業収益合計	237,854,856	90,891,250
営業費用		
支払利息	1,593	1,173
受託者報酬	523,550	508,790
委託者報酬	16,753,236	16,281,171
その他費用	31,294	30,403
営業費用合計	17,309,673	16,821,537
営業利益又は営業損失（ ）	220,545,183	74,069,713
経常利益又は経常損失（ ）	220,545,183	74,069,713
当期純利益又は当期純損失（ ）	220,545,183	74,069,713
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	36,306,764	13,586,304
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	251,002,360	372,476,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,079,413	33,204,678
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,079,413	33,204,678
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,655,769	88,661,529
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	77,655,769	88,661,529
分配金	17,187,476	19,324,454
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	372,476,947	358,179,051

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 572,915,871口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 483,111,351口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6501円 (10,000口当たり純資産額) (16,501円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7414円 (10,000口当たり純資産額) (17,414円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日												
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,229,558円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村フィリピン株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 3,137,978円												
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,838,607円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,838,607円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,507,979円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,507,979円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	9,838,607円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	8,507,979円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	379,298,746円	収益調整金額	C	367,477,914円
分配準備積立金額	D	527,070円	分配準備積立金額	D	1,517,612円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	389,664,423円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	377,503,505円
当ファンドの期末残存口数	F	572,915,871口	当ファンドの期末残存口数	F	483,111,351口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,801円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,813円
10,000口当たり分配金額	H	300円	10,000口当たり分配金額	H	400円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	17,187,476円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,324,454円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第11期 2021年 9月13日現在	第12期 2022年 9月12日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 740,248,303円	期首元本額 572,915,871円
期中追加設定元本額 58,756,276円	期中追加設定元本額 46,076,610円
期中一部解約元本額 226,088,708円	期中一部解約元本額 135,881,130円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第11期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第12期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	197,374,168	74,658,331
合計	197,374,168	74,658,331

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村フィリピン株マザーファンド	303,739,578	839,596,941	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	303,739,578	839,596,941 100.0%	
	合計			839,596,941	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2021年 9月13日現在)	第13期 (2022年 9月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,395,104	3,935,624
親投資信託受益証券	92,846,298	137,336,782
流動資産合計	95,241,402	141,272,406
資産合計	95,241,402	141,272,406
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,500	2,199,979
未払受託者報酬	48	49
未払委託者報酬	631	793
未払利息	-	3
流動負債合計	27,179	2,200,824
負債合計	27,179	2,200,824
純資産の部		
元本等		
元本	95,215,968	139,089,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,745	17,504
（分配準備積立金）	372,965	505,198
元本等合計	95,214,223	139,071,582
純資産合計	95,214,223	139,071,582
負債純資産合計	95,241,402	141,272,406

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	37,579	9,516
営業収益合計	37,579	9,516
営業費用		
支払利息	1,565	803
受託者報酬	150	112
委託者報酬	1,552	1,383
営業費用合計	3,267	2,298
営業利益又は営業損失（ ）	40,846	11,814
経常利益又は経常損失（ ）	40,846	11,814
当期純利益又は当期純損失（ ）	40,846	11,814
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	23,086	4,863
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	16,689	1,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,781	9,875
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,875
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,781	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,455	18,683
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,455	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,683
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,745	17,504

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 9月14日から2022年 9月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 95,215,968口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 139,089,086口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,745円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 17,504円
３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額) (10,000円)	３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9999円 (10,000口当たり純資産額) (9,999円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>289,135円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,672,614円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>83,830円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,045,579円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>95,215,968口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>424円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	289,135円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	3,672,614円	分配準備積立金額	D	83,830円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,045,579円	当ファンドの期末残存口数	F	95,215,968口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	424円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>403,708円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,856,769円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>101,490円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>6,361,967円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>139,089,086口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>457円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	403,708円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	5,856,769円	分配準備積立金額	D	101,490円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,361,967円	当ファンドの期末残存口数	F	139,089,086口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	457円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	289,135円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	3,672,614円																																															
分配準備積立金額	D	83,830円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,045,579円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	95,215,968口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	424円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	403,708円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	5,856,769円																																															
分配準備積立金額	D	101,490円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,361,967円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	139,089,086口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	457円																																															

10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第12期 2021年 9月13日現在	第13期 2022年 9月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
期首元本額 84,038,613円	期首元本額 95,215,968円
期中追加設定元本額 267,139,804円	期中追加設定元本額 223,915,736円
期中一部解約元本額 255,962,449円	期中一部解約元本額 180,042,618円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2020年 9月15日 至 2021年 9月13日	第13期 自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	9,101	12,837
合計	9,101	12,837

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	134,657,106	137,336,782	
	小計	銘柄数: 1	134,657,106	137,336,782	
		組入時価比率: 98.8%		100.0%	
合計				137,336,782	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・印度・フォーカス)」は「野村インド株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・アセアン・フォーカス)」は「野村アセアン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・豪州・フォーカス)」は「野村豪州株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・インドネシア・フォーカス)」は「野村インドネシア株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・タイ・フォーカス)」は「野村タイ株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(ノムラ・フィリピン・フォーカス)」は「野村フィリピン株マザーファンド」、
「ノムラ・アジア・シリーズ(マネーボール・ファンド)」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村インド株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2022年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,519,351,996
コール・ローン	566,929,494
株式	53,561,783,837
未収入金	321,194,270
未収配当金	1,176,493
流動資産合計	56,970,436,090
資産合計	56,970,436,090
負債の部	
流動負債	
未払解約金	208,027,431
未払利息	495
外国税引当金	2,456,193,299

(2022年 9月12日現在)

流動負債合計	2,664,221,225
負債合計	2,664,221,225
純資産の部	
元本等	
元本	10,112,559,336
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	44,193,655,529
元本等合計	54,306,214,865
純資産合計	54,306,214,865
負債純資産合計	56,970,436,090

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.引当金の計上基準	外国税引当金 将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。
4.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2021年 9月14日

至 2022年 9月12日

インド株式のキャピタルゲイン課税に対する引当金

(当計算期間の財務諸表に計上した金額)

外国税引当金 2,456,193,299円

(財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)

貸借対照表に計上された外国税引当金は、当ファンドが保有する株式について将来発生する可能性のあるキャピタルゲイン税の支払に備えるため、税金費用の支払見込額を計上しております。

当期末において保有する株式は全て当期末の時価で評価され貸借対照表に計上されており、貸借対照表計上額には未実現の評価益が含まれております。外国税引当金は、この未実現の評価益に対して、当期末の時価で株式を売却したと仮定した場合に課税される金額を期末時点で観察できる情報をもとに計算しており、税務上の課税対象額に見積実効税率を乗じて、引当金額を算出しております。将来確定する実際の外国税支払額は、将来の実際の売却価額、実効税率によって影響を受けます。

(貸借対照表に関する注記)

2022年 9月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

5.3702円

(10,000口当たり純資産額)

(53,702円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日

至 2022年 9月12日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在

1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2．時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	12,518,560,446円
同期中における追加設定元本額	341,473,705円
同期中における一部解約元本額	2,747,474,815円
期末元本額	10,112,559,336円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）	10,112,559,336円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	インドルピー	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	1,033,976	2,569.30	2,656,594,536.80	
		ANUPAM RASAYAN INDIA LTD	859,105	786.55	675,729,037.75	
		CLEAN SCIENCE & TECHNOLOGY LTD	429,390	1,920.10	824,471,739.00	
		TATA STEEL LIMITED	3,601,730	105.70	380,702,861.00	
		ABB INDIA LTD	114,838	3,314.65	380,647,776.70	
		ENDURANCE TECHNOLOGIES LTD	402,134	1,455.00	585,104,970.00	
		SANSERA ENGINEERING LTD	503,152	723.05	363,804,053.60	
		SONA BLW PRECISION FORGINGS	650,000	527.00	342,550,000.00	
		CAMPUS ACTIVEWEAR LTD	917,898	494.40	453,808,771.20	
		TITAN CO LTD	300,000	2,603.45	781,035,000.00	
		BARBEQUE NATION HOSPITALITY	437,000	1,170.15	511,355,550.00	
		DEVYANI INTERNATIONAL LTD	5,489,681	192.80	1,058,410,496.80	
		GO FASHION INDIA LTD	492,234	1,256.05	618,270,515.70	
		RADICO KHAITAN LTD	448,947	1,066.60	478,846,870.20	

	VARUN BEVERAGES LTD	1,001,986	1,080.20	1,082,345,277.20	
	DABUR INDIA LTD	984,984	574.90	566,267,301.60	
	KRISHNA INSTITUTE OF MEDICAL	490,272	1,281.60	628,332,595.20	
	AETHER INDUSTRIES LTD	391,579	880.05	344,609,098.95	
	GLAND PHARMA LTD	112,040	2,390.75	267,859,630.00	
	AU SMALL FINANCE BANK LTD	2,625,854	652.60	1,713,632,320.40	
	HDFC BANK LIMITED	1,417,534	1,498.60	2,124,316,452.40	
	ICICI BANK LTD	3,203,687	901.25	2,887,322,908.75	
	STATE BANK OF INDIA	2,904,639	553.35	1,607,281,990.65	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	510,510	2,431.50	1,241,305,065.00	
	PB FINTECH LTD	535,680	513.35	274,991,328.00	
	COFORGE LIMITED	179,866	3,567.95	641,752,894.70	
	HCL TECHNOLOGIES LTD	322,327	948.50	305,727,159.50	
	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	144,371	4,673.60	674,732,305.60	
	MPHASIS LTD	750,000	2,144.85	1,608,637,500.00	
	SYRMA SGS TECHNOLOGY LTD	1,363,672	303.70	414,147,186.40	
	AAVAS FINANCIERS LTD	367,386	2,313.25	849,855,664.50	
	HOME FIRST FINANCE CO INDIA	425,682	873.85	371,982,215.70	
	DIVIS LABORATORIES LTD	222,475	3,603.00	801,577,425.00	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	803,811	1,104.35	887,688,677.85	
	SHRIRAM PROPERTIES LTD	4,137,375	84.80	350,849,400.00	
	小計 銘柄数：35			29,756,546,576.15	
				(53,561,783,837)	
	組入時価比率：98.6%			100.0%	
合計				53,561,783,837	
				(53,561,783,837)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村アセアン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2022年 9月12日現在)

資産の部

(2022年 9月12日現在)

流動資産	
預金	6,306,873
コール・ローン	4,160,159
株式	1,022,933,501
未収入金	5,383,655
未収配当金	697,930
流動資産合計	1,039,482,118
資産合計	1,039,482,118
負債の部	
流動負債	
未払解約金	53,497
未払利息	3
流動負債合計	53,500
負債合計	53,500
純資産の部	
元本等	
元本	368,983,667
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	670,444,951
元本等合計	1,039,428,618
純資産合計	1,039,428,618
負債純資産合計	1,039,482,118

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.8170円
(10,000口当たり純資産額)	(28,170円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	401,307,415円

同期中における追加設定元本額	41,868,572円
同期中における一部解約元本額	74,192,320円
期末元本額	368,983,667円
期末元本額の内訳＊	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）	368,983,667円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	SEA LTD-ADR	1,900	63.47	120,593.00	
		小計 銘柄数：1			120,593.00	
		組入時価比率：1.7%			(17,223,092)	1.7%
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	157,000	3.74	587,180.00	
		KEPPEL CORP.	7,000	7.40	51,800.00	
		SATS LTD	80,200	4.02	322,404.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	50,000	4.00	200,000.00	
		DBS GROUP HLDGS	28,300	33.37	944,371.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	32,500	27.33	888,225.00	
		VENTURE CORP LTD	6,000	17.52	105,120.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	90,000	3.36	302,400.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	24,000	8.42	202,080.00	
		小計 銘柄数：9			3,603,580.00	
		組入時価比率：35.4%			(367,925,518)	35.9%
	リンギ	SCIENTEX BHD	135,000	3.70	499,500.00	
		SIME DARBY BERHAD	70,000	2.23	156,100.00	
		MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	46,600	5.97	278,202.00	
		QL RESOURCES BHD	46,000	5.06	232,760.00	
		MALAYAN BANKING	32,000	8.97	287,040.00	
		RHB BANK BHD	188,000	5.76	1,082,880.00	
		INARI AMERTRON BHD	60,000	2.75	165,000.00	
		TIME DOTCOM BHD	75,000	4.75	356,250.00	
		CTOS DIGITAL BHD	140,000	1.46	204,400.00	
		小計 銘柄数：9			3,262,132.00	
		組入時価比率：10.0%			(103,536,155)	10.1%

パーツ	PTT PCL(F)	280,000	36.75	10,290,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	100,000	72.50	7,250,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	170,000	30.25	5,142,500.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	80,000	26.00	2,080,000.00	
	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	315,000	29.75	9,371,250.00	
	KASIKORNBANK PCL(F)	25,000	148.50	3,712,500.00	
	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	70,000	56.50	3,955,000.00	
	ORIGIN PROPERTY PCL-F	128,000	10.40	1,331,200.00	
	WHA CORP PCL-FOREIGN	1,430,000	3.58	5,119,400.00	
	小計 銘柄数：9			48,251,850.00	
	組入時価比率：18.2%			(189,147,252)	18.5%
フィリピンペソ	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	23,000	184.30	4,238,900.00	
	WILCON DEPOT INC	374,000	29.90	11,182,600.00	
	BDO UNIBANK INC	60,500	126.00	7,623,000.00	
	SM PRIME HLDGS	245,000	36.40	8,918,000.00	
	小計 銘柄数：4			31,962,500.00	
	組入時価比率：7.7%			(80,321,762)	7.9%
ルピア	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	460,057	3,940.00	1,812,624,580.00	
	SURYA SEMESTA INTERNUSA PT	1,400,000	362.00	506,800,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	395,000	6,775.00	2,676,125,000.00	
	BUKALAPAK.COM PT TBK	1,050,000	290.00	304,500,000.00	
	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	204,200	4,200.00	857,640,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	1,040,000	8,375.00	8,710,000,000.00	
	BANK JAGO TBK PT	172,832	7,825.00	1,352,410,400.00	
	BANK MANDIRI	450,000	9,075.00	4,083,750,000.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	270,000	4,600.00	1,242,000,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	700,000	965.00	675,500,000.00	
	小計 銘柄数：10			22,221,349,980.00	
	組入時価比率：20.7%			(215,547,094)	21.1%
ドン	DUC GIANG CHEMICALS JSC	12,369	98,500.00	1,218,346,500.00	
	VIETTEL CONSTRUCTION JOINT S	24,620	72,000.00	1,772,640,000.00	
	SAIGON CARGO SERVICE CORP	16,000	85,200.00	1,363,200,000.00	
	IMEXPHARM PHARMACEUTICAL JSC	11,085	61,900.00	686,161,500.00	
	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC	10,060	78,800.00	792,728,000.00	
	SSI SECURITIES CORP	36,000	22,200.00	799,200,000.00	
	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	24,000	31,600.00	758,400,000.00	
	VINHOMES JSC	12,000	59,900.00	718,800,000.00	
	小計 銘柄数：8			8,109,476,000.00	
				(49,232,628)	

	組入時価比率：4.7%			4.8%	
合計				1,022,933,501	(1,022,933,501)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村豪州株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2022年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,265,809
コール・ローン	954,152
株式	171,395,021
投資証券	11,407,982
未収配当金	2,311,239
流動資産合計	187,334,203
資産合計	187,334,203
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	56,812,582
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	130,521,621
元本等合計	187,334,203
純資産合計	187,334,203
負債純資産合計	187,334,203

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
-------------------	---

	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上してありま す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の 配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3,2974円
(10,000口当たり純資産額)	(32,974円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	193,904,354円
同期中における追加設定元本額	6,917,987円
同期中における一部解約元本額	144,009,759円
期末元本額	56,812,582円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）	56,812,582円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	豪ドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	4,865	32.52	158,209.80	
		FORTESCUE METALS GROUP LTD	8,005	17.81	142,569.05	
		PILBARA MINERALS LTD	32,713	4.50	147,208.50	
		SOUTH32 LTD	39,523	4.25	167,972.75	
		TRANSURBAN GROUP	9,047	13.84	125,210.48	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	3,889	34.64	134,714.96	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	3,240	35.97	116,542.80	
		TREASURY WINE ESTATES LTD	4,177	13.31	55,595.87	
		COSTA GROUP HOLDINGS LTD	13,491	2.60	35,076.60	
		CSL LIMITED	480	298.64	143,347.20	
		AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	5,841	23.02	134,459.82	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	5,491	29.85	163,906.35	
		INSIGNIA FINANCIAL LTD	20,833	3.29	68,540.57	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	900	177.83	160,047.00	
		小計	銘柄数：14			1,753,401.75 (171,395,021)
		組入時価比率：91.5%			100.0%	
	合計				171,395,021 (171,395,021)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	豪ドル	DEXUS/AU	13,795	116,705.70	
	小計	銘柄数：1	13,795	116,705.70	
					(11,407,982)
		組入時価比率：6.1%		100.0%	
合計				11,407,982	
				(11,407,982)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位：円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村インドネシア株マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2022年 9月12日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	101,013,749
コール・ローン	32,358,379
株式	2,909,415,726
未収入金	195,216,885
流動資産合計	3,238,004,739
資産合計	3,238,004,739
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,255,164
未払解約金	297,841,359
未払利息	28
流動負債合計	299,096,551
負債合計	299,096,551
純資産の部	
元本等	
元本	1,133,894,510
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,805,013,678
元本等合計	2,938,908,188
純資産合計	2,938,908,188
負債純資産合計	3,238,004,739

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,5919円
(10,000口当たり純資産額)	(25,919円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	1,488,085,559円
同期中における追加設定元本額	350,177,291円
同期中における一部解約元本額	704,368,340円
期末元本額	1,133,894,510円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）	1,133,894,510円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ルピア	UNITED TRACTORS TBK PT	186,400	34,300.00	6,393,520,000.00	
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	617,200	9,625.00	5,940,550,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	880,900	6,600.00	5,813,940,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	3,822,944	3,940.00	15,062,399,360.00	
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	1,137,544	3,370.00	3,833,523,280.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,121,400	6,775.00	14,372,485,000.00	
		BUKALAPAK.COM PT TBK	17,768,100	290.00	5,152,749,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	38,914,300	282.00	10,973,832,600.00	
		MITRA ADIPERKASA TBK PT	6,388,400	995.00	6,356,458,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	4,852,200	2,110.00	10,238,142,000.00	
		CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	2,011,100	4,200.00	8,446,620,000.00	
		MAYORA INDAH PT	2,926,300	1,820.00	5,325,866,000.00	
		KALBE FARMA PT	6,064,600	1,700.00	10,309,820,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	4,497,500	8,375.00	37,666,562,500.00	
		BANK JAGO TBK PT	447,023	7,825.00	3,497,954,975.00	
		BANK MANDIRI	2,760,746	9,075.00	25,053,769,950.00	

	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,445,300	8,800.00	12,718,640,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	7,486,772	4,610.00	34,514,018,920.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	5,732,700	1,245.00	7,137,211,500.00	
	TELEKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,720,430	4,600.00	30,913,978,000.00	
	INDOSAT TBK PT	961,600	7,175.00	6,899,480,000.00	
	PT XL AXIATA TBK	3,220,100	2,670.00	8,597,667,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA TBK PT	3,895,200	1,840.00	7,167,168,000.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	6,333,483	965.00	6,111,811,095.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	10,199,000	480.00	4,895,520,000.00	
	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	1,835,700	1,840.00	3,377,688,000.00	
	SURYA CITRA MEDIA PT TBK	14,144,600	224.00	3,168,390,400.00	
	小計 銘柄数：27			299,939,765,580.00	
	組入時価比率：99.0%			(2,909,415,726)	
				100.0%	
合計				2,909,415,726	
				(2,909,415,726)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2022年 9月12日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	198,960,280	-	200,215,444	1,255,164
ルビア	198,960,280	-	200,215,444	1,255,164
合計	198,960,280	-	200,215,444	1,255,164

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村タイ株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2022年 9月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,543,152
コール・ローン	6,556,717
株式	899,332,267
新株予約権証券	426,096
未収配当金	2,006,393
流動資産合計	909,864,625
資産合計	909,864,625
負債の部	
流動負債	
未払利息	5
流動負債合計	5
負債合計	5
純資産の部	
元本等	
元本	365,462,781
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	544,401,839
元本等合計	909,864,620
純資産合計	909,864,620
負債純資産合計	909,864,625

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益

	約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,4896円
(10,000口当たり純資産額)	(24,896円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

新株予約権証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	324,339,597円
同期中における追加設定元本額	99,763,884円
同期中における一部解約元本額	58,640,700円
期末元本額	365,462,781円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）	365,462,781円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	バーツ	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	73,000	163.00	11,899,000.00	
		PTT PCL(F)	511,000	36.75	18,779,250.00	
		THAI OIL PCL(F)	45,000	56.25	2,531,250.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	67,000	44.75	2,998,250.00	
		SIAM CEMENT PUBLIC (F)	35,000	354.00	12,390,000.00	
		JWD INFOLOGISTICS PCL/F	160,000	17.40	2,784,000.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	265,000	72.50	19,212,500.00	
		SOMBOON ADV TECH - FOREIGN	85,000	20.40	1,734,000.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	266,000	30.25	8,046,500.00	
		CENTRAL RETAIL CORP-FOREIGN	53,000	40.75	2,159,750.00	
		HOME PRODUCT CENTER PCL(F)	530,000	14.00	7,420,000.00	
		SIAM GLOBAL HOUSE PCL-FOREIG	54,544	19.70	1,074,516.80	
		CP ALL PCL-FOREIGN	240,000	60.00	14,400,000.00	
		CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	350,000	26.00	9,100,000.00	
		BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	700,000	29.75	20,825,000.00	
		MEGA LIFESCIENCES PCL-(F)	23,000	51.00	1,173,000.00	

	BANGKOK BANK(F)	21,000	134.50	2,824,500.00	
	KASIKORNBANK PCL(F)	21,000	148.50	3,118,500.00	
	KIATNAKIN PHATRA BANK-FOREIGN	38,000	70.00	2,660,000.00	
	SCB X PCL-FOREIGN	40,000	111.50	4,460,000.00	
	TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	13,000	92.50	1,202,500.00	
	HUMANICA PCL-FOREIGN	100,000	12.70	1,270,000.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-FORGN	14,000	668.00	9,352,000.00	
	TRUE CORP PCL(F)	520,000	4.74	2,464,800.00	
	ADVANCED INFO SERVICE (F)	75,000	192.50	14,437,500.00	
	JMT NETWORK SERVICES PCL-F	93,472	77.50	7,244,080.00	
	SIAM WELLNESS GROUP PCL-F	150,000	10.00	1,500,000.00	
	BCPG PCL-FOREIGN	80,000	10.60	848,000.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-FOREIGN	80,000	87.00	6,960,000.00	
	GULF ENERGY DEVELOPM-FOREIGN	240,000	56.50	13,560,000.00	
	BUSINESS ONLINE PCL-F	180,000	11.70	2,106,000.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	680,000	8.95	6,086,000.00	
	ORIGIN PROPERTY PCL-F	240,000	10.40	2,496,000.00	
	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	110,000	19.30	2,123,000.00	
	WHA CORP PCL-FOREIGN	1,120,000	3.58	4,009,600.00	
	MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	160,000	19.20	3,072,000.00	
	ONE ENTERPRISE PUBLIC-FOREIG	110,000	10.00	1,100,000.00	
	小計 銘柄数：37			229,421,496.80	
				(899,332,267)	
	組入時価比率：98.8%			100.0%	
合計				899,332,267	
				(899,332,267)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	パーツ	JMT NETWORK SERVICES PCL-CW24	4,819.00	69,875.50	
		MINOR INTL PCL(F)-CW23	5,275.00	22,471.50	
		MINOR INTL PCL(F)-CW24	4,781.00	16,351.02	
	小計	銘柄数：3	14,875.00	108,698.02	
		組入時価比率：0.0%		(426,096)	
合計				426,096	
				(426,096)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位：円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村フィリピン株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2022年 9月12日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	8,183,715
コール・ローン	3,841,327
株式	831,521,694
未収配当金	723,748
流動資産合計	844,270,484
資産合計	844,270,484
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,682,954
未払利息	3
流動負債合計	4,682,957
負債合計	4,682,957
純資産の部	
元本等	
元本	303,739,578
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	535,847,949
元本等合計	839,587,527
純資産合計	839,587,527
負債純資産合計	844,270,484

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7642円
(10,000口当たり純資産額)	(27,642円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	375,378,791円
同期中における追加設定元本額	25,300,068円
同期中における一部解約元本額	96,939,281円
期末元本額	303,739,578円
期末元本額の内訳*	
ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）	303,739,578円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	フィリピンペソ	NICKEL ASIA CORP	350,000	5.55	1,942,500.00	
		AYALA CORPORATION	39,503	717.00	28,323,651.00	
		GT CAPITAL HOLDINGS INC	9,007	502.00	4,521,514.00	
		JG SUMMIT HOLDINGS INC	245,000	50.10	12,274,500.00	
		SM INVESTMENTS CORP	31,007	865.00	26,821,055.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	140,000	184.30	25,802,000.00	
		BLOOMBERRY RESORTS CORP	310,000	7.40	2,294,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	21,000	246.00	5,166,000.00	
		WILCON DEPOT INC	630,000	29.90	18,837,000.00	
		CENTURY PACIFIC FOOD INC	85,000	23.50	1,997,500.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	45,000	129.00	5,805,000.00	
		BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	275,000	96.10	26,427,500.00	
		BDO UNIBANK INC	240,002	126.00	30,240,252.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	390,002	53.00	20,670,106.00	
		UNION BANK OF PHILIPPINES	29,744	86.00	2,557,984.00	
		METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	1,000,000	3.79	3,790,000.00	
		GLOBE TELECOM INC	750	2,090.00	1,567,500.00	

	PLDT INC	10,000	1,654.00	16,540,000.00	
	ACEN CORP	1,213,646	7.04	8,544,067.84	
	AYALA LAND LTD	850,000	27.80	23,630,000.00	
	ROBINSONS LAND CO	100,000	18.72	1,872,000.00	
	SM PRIME HLDGS	1,683,075	36.40	61,263,930.00	
	小計 銘柄数：22			330,888,059.84	
				(831,521,694)	
	組入時価比率：99.0%			100.0%	
合計				831,521,694	
				(831,521,694)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2022年 9月12日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,230,619,772
地方債証券	1,420,855,182
特殊債券	2,881,021,204
社債券	600,679,431
未収利息	7,638,782
前払費用	5,971,579
流動資産合計	8,146,785,950
資産合計	8,146,785,950
負債の部	
流動負債	
未払金	320,291,200
未払利息	2,824
流動負債合計	320,294,024
負債合計	320,294,024
純資産の部	
元本等	
元本	7,673,833,211
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	152,658,715
元本等合計	7,826,491,926
純資産合計	7,826,491,926
負債純資産合計	8,146,785,950

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 9月12日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0199円
(10,000口当たり純資産額)	(10,199円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2021年 9月14日 至 2022年 9月12日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年 9月12日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2．時価の算定方法 地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2022年 9月12日現在	
期首	2021年 9月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,688,969,314円
同期中における追加設定元本額	2,975,769,833円
同期中における一部解約元本額	3,990,905,936円
期末元本額	7,673,833,211円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	411,860,188円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	134,657,106円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	34,318,227円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円

野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアC B投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円

野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンブルトン・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円

野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）年２回決算型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Ａコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Ｂコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年２回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年２回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年２回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年２回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年２回決算型	41,054円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年２回決算型	63,772円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年２回決算型	981,451円
ノムラ ＴＨＥ ＵＳＡ Ａコース	981,258円
ノムラ ＴＨＥ ＵＳＡ Ｂコース	981,258円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年２回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年２回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年２回決算型	9,807円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年２回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Ａコース	98,049円

野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020円
マイライフ・エール（資産成長型）	98,049円
マイライフ・エール（年2%目標払出型）	98,049円
マイライフ・エール（年6%目標払出型）	98,049円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	1,248,281,712円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	188,174,367円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Hプライス（適格機関投資家専用）	1,503,668,510円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Iプライス（適格機関投資家専用）	1,997,050,289円

野村日経２２５ターゲット（公社債運用移行型）Ｋプライス（適格機関投資家専用）	1,941,761,887円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	85,180,134円
野村ＤＣテンプレート・トータル・リターン Ａコース	9,818円
野村ＤＣテンプレート・トータル・リターン Ｂコース	9,818円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年9月12日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年9月12日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第 7 1 1 回	300,000,000	300,068,040	
		愛知県 公募平成 2 4 年度第 1 1 回	320,000,000	320,291,200	
		千葉県 公募平成 2 4 年度第 5 回	100,000,000	100,022,000	
		共同発行市場地方債 公募第 1 1 4 回	300,000,000	300,073,242	
		山梨県 公募平成 2 4 年度第 1 回	400,000,000	400,400,700	
		銘柄数：5 組入時価比率：18.2%	1,420,000,000	1,420,855,182 29.0%	
	小計				
	合計			1,420,855,182	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 9 6 回	300,000,000	300,065,896	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 7 5 回	120,000,000	120,125,280	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第 1 3 回	150,000,000	150,084,243	
		地方公共団体金融機構債券 第 4 0 回	110,000,000	110,043,760	
		地方公共団体金融機構債券 第 4 1 回	100,000,000	100,096,085	
		地方公共団体金融機構債券 第 4 2 回	40,000,000	40,066,239	
		日本政策金融公庫社債 第 3 0 回財投機関債	300,000,000	300,304,056	
		都市再生債券 財投機関債第 6 8 回	200,000,000	200,053,480	
		都市再生債券 財投機関債第 7 1 回	200,000,000	200,039,623	
		日本学生支援債券 財投機関債第 6 0 回	300,000,000	300,000,000	
		日本学生支援債券 財投機関債第 6 1 回	100,000,000	100,000,000	

	小計	商工債券 利付第 8 1 1 回い号	30,000,000	30,015,120	
		商工債券 利付（ 3 年 ）第 2 3 6 回	300,000,000	300,015,160	
		国際協力機構債券 第 1 4 回財投機関債	300,000,000	300,066,829	
		東日本高速道路 第 4 8 回	100,000,000	100,027,704	
		西日本高速道路 第 3 7 回	130,000,000	130,010,513	
		西日本高速道路 第 3 8 回	100,000,000	100,007,216	
		銘柄数：17	2,880,000,000	2,881,021,204	
		組入時価比率：36.8%		58.7%	
		合計		2,881,021,204	
社債券	日本円	東京三菱銀行 第 5 7 回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,522,543	
		三菱地所 第 1 1 1 回担保提供制限等財務上特約無	300,000,000	300,035,214	
		電源開発 第 3 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,121,674	
	小計	銘柄数：3	600,000,000	600,679,431	
		組入時価比率：7.7%		12.3%	
	合計			600,679,431	
	合計			4,902,555,817	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・印度・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	53,660,285,312円
負債総額	294,456,301円
純資産総額（ - ）	53,365,829,011円
発行済口数	18,454,233,944口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8918円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	901,354,323円
負債総額	2,369,653円
純資産総額（ - ）	898,984,670円
発行済口数	522,736,442口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7198円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	186,932,146円
負債総額	416,653円
純資産総額（ - ）	186,515,493円
発行済口数	88,256,687口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1133円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	2,988,656,214円
負債総額	55,502,857円
純資産総額（ - ）	2,933,153,357円
発行済口数	1,556,305,430口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8847円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	910,391,191円
負債総額	2,167,113円
純資産総額（ - ）	908,224,078円
発行済口数	543,653,830口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6706円

ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）

2022年10月31日現在

資産総額	815,924,108円
負債総額	1,929,379円
純資産総額（ - ）	813,994,729円
発行済口数	490,799,622口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6585円

ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）

2022年10月31日現在

資産総額	123,131,006円
負債総額	2,840,204円
純資産総額（ - ）	120,290,802円
発行済口数	120,318,476口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9998円

（参考）野村インド株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	53,416,962,232円
負債総額	157,280,423円
純資産総額（ - ）	53,259,681,809円
発行済口数	10,100,742,617口
1口当たり純資産額（ / ）	5.2728円

（参考）野村アセアン株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	908,324,984円
負債総額	11,121,725円
純資産総額（ - ）	897,203,259円
発行済口数	330,954,448口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7110円

（参考）野村豪州株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	187,448,646円
負債総額	1,308,882円
純資産総額（ - ）	186,139,764円
発行済口数	59,264,074口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1409円

（参考）野村インドネシア株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	2,927,235,863円
負債総額	123円
純資産総額（ - ）	2,927,235,740円
発行済口数	1,119,721,715口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6143円

（参考）野村タイ株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	906,417,844円
負債総額	24円
純資産総額（ - ）	906,417,820円
発行済口数	369,605,866口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4524円

（参考）野村フィリピン株マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	812,376,345円
------	--------------

負債総額	14円
純資産総額（ - ）	812,376,331円
発行済口数	307,748,645口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6397円

（参考）野村マネー マザーファンド

2022年10月31日現在

資産総額	4,643,573,967円
負債総額	3,790円
純資産総額（ - ）	4,643,570,177円
発行済口数	4,553,209,663口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0198円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することが

できません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

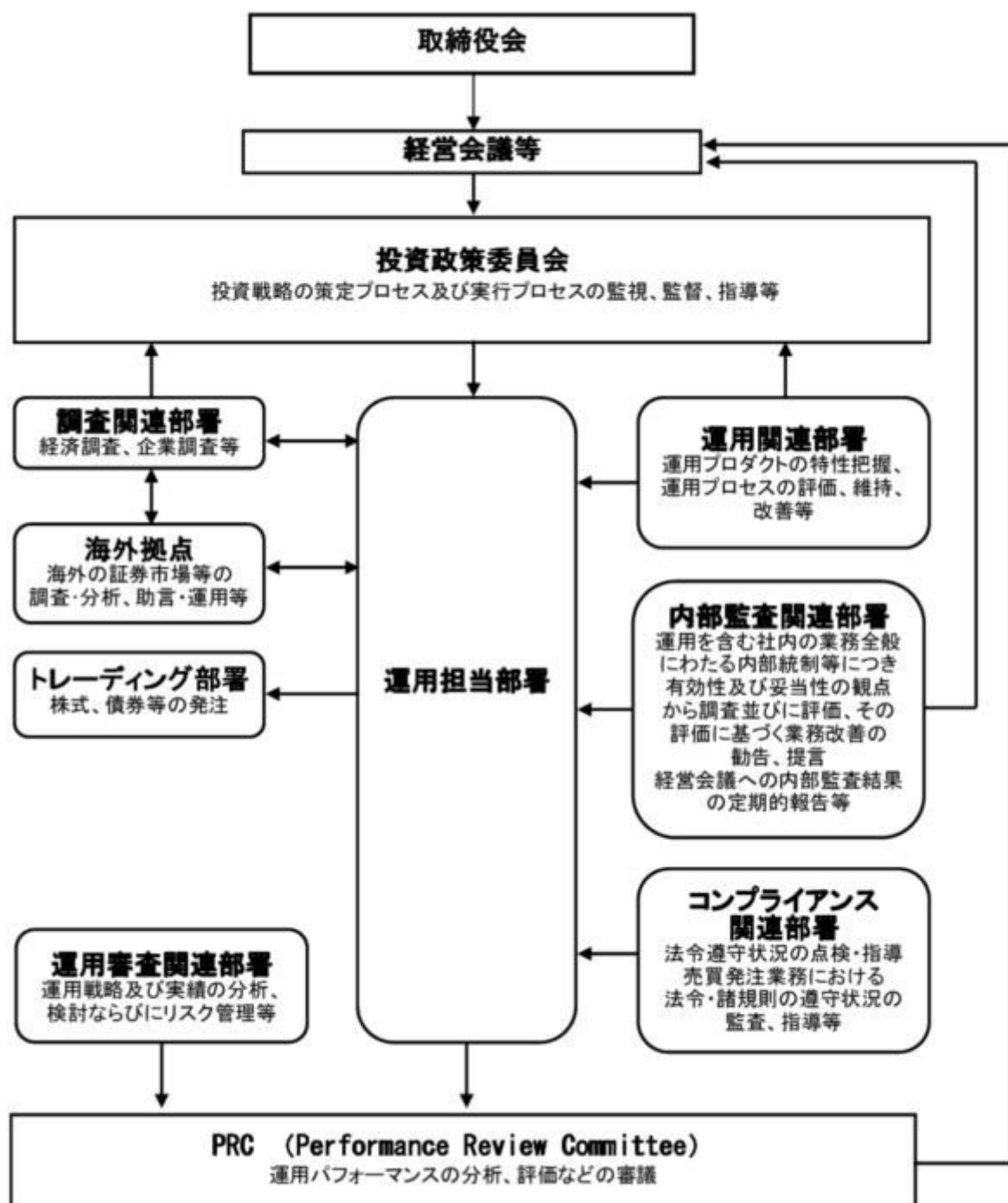
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,011	37,520,719
単位型株式投資信託	198	733,969
追加型公社債投資信託	14	6,232,195
単位型公社債投資信託	496	1,260,025
合計	1,719	45,746,908

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			4,281		2,006
金銭の信託			35,912		35,894
有価証券			30,400		29,300
前払金			-		11
前払費用			167		454
未収入金			632		694
未収委託者報酬			24,499		27,176
未収運用受託報酬			4,347		4,002
短期貸付金			-		1,835
その他			268		57
貸倒引当金			14		15
流動資産計			100,496		101,417
固定資産					
有形固定資産			2,666		1,744
建物	2	1,935		1,219	
器具備品	2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,487		16,067

投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	1		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
固定負債					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
(純資産の部)					
株主資本			87,596		86,232
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		31,395		30,030	
評価・換算差額等			57		174
その他有価証券評価差額金			57		174
純資産合計			87,654		86,407
負債・純資産合計			125,080		124,440

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			106,355		115,733
運用受託報酬			16,583		17,671
その他営業収益			428		530
営業収益計			123,367		133,935
営業費用					
支払手数料			34,739		39,087
広告宣伝費			1,005		804
公告費			0		0
調査費			24,506		26,650
調査費		5,532		4,867	
委託調査費		18,974		21,783	
委託計算費			1,358		1,384
営業雑経費			4,149		3,094
通信費		73		72	
印刷費		976		918	
協会費		88		79	
諸経費		3,011		2,023	
営業費用計			65,760		71,021
一般管理費					
給料			10,985		12,033
役員報酬		147		229	
給料・手当		7,156		7,375	
賞与		3,682		4,427	
交際費			35		47
旅費交通費			64		65
租税公課			1,121		1,049
不動産賃借料			1,147		1,432
退職給付費用			1,267		1,212
固定資産減価償却費			2,700		2,525
諸経費			10,739		11,190
一般管理費計			28,063		29,556
営業利益			29,542		33,357

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,540		3,530	
受取利息		0		10	

金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			290		171
当期純利益			26,276		24,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276
株主資本以外									

の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
8．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

該当事項はありません。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

〔未適用の会計基準等〕

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207

損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円

2. 固定資産除却損		2. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	346百万円
器具備品	2	器具備品	28
ソフトウェア	102	ソフトウェア	-
合計	105	合計	374

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注)1 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)2 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（ ）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（ ）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

1．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日）

1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	893
退職給付の支払額	781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)		当事業年度末 (2022年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	1,530	評価性引当額	1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	361	資産除去債務に対応する除去費用	233
関係会社株式評価益	80	関係会社株式評価益	81
その他有価証券評価差額金	25	その他有価証券評価差額金	78
前払年金費用	403	前払年金費用	402
繰延税金負債合計	871	繰延税金負債合計	796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
期首残高	-	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371	48
資産除去債務の履行による減少	-	296
期末残高	1,371	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等
該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還（*2）	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)

1 . 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息の受取	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1 株当たり純資産額	17,018円01銭	1 株当たり純資産額	16,775円81銭
1 株当たり当期純利益	5,101円61銭	1 株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2022年9月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2022年9月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジ メント・シンガポール・リミテ ッド)	SG\$2,800,000	シンガポールの証券先物法(The Securities & Futures Act)及び関連する諸法令に基づき、投資助言、資産運用業務を営んでいます。

* 2022年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から各マザーファンド（「野村マネー マザーファンド」を除く）の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原 尚
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 村 健二郎
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永 真太郎
--------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インド・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・アセアン・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・豪州・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・インドネシア・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・タイ・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（ノムラ・フィリピン・フォーカス）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2021年9月14日から2022年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）の2022年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。